

第2次那須町環境基本計画 (改訂版)



令和3年3月
栃木県那須町

はじめに



私たちのふるさと那須町は、緑豊かな森林や清流をはじめ、良質な温泉、のどかな田園風景、歴史的文化遺産など、美しく豊かな環境資源に恵まれています。一方、私たちの暮らしは文明の発達に伴い便利で豊かな生活環境となりましたが、大量消費、大量廃棄を基調とする社会経済活動は、環境への負荷を増大させ、公害の発生や廃棄物の増大など身近な環境問題ばかりでなく、地球温暖化など地球規模での環境問題をもたらしています。

また、世界に目を向けますと、地球温暖化による気候変動は深刻な環境問題となっており、地球規模の気候変動への対応として、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、日本では国内の温室効果ガス排出量を令和 12 年（2030 年）までに平成 25 年度（2013 年）比で 26%削減する目標が定められました。国では昨年、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」が宣言され、町においても 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言したところであり、温室効果ガス排出量削減が全国的に喫緊な課題となっております。

このような環境問題が取り巻く中、本町では、環境の保全や様々な環境問題に対して積極的に取り組むため、平成 14 年 3 月に「那須町環境基本計画」を策定し、そして、良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継いでいくことを基本理念とした「那須町環境基本条例」を平成 23 年 9 月に制定いたしました。平成 28 年 3 月には「第 2 次那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を“未来につなぐ みどり輝くまち”と定め、本町の恵み豊かでかけがえのない自然環境を保全するため、各種施策を展開してきましたが、この度、計画期間の中間にあたることから、新たな環境問題の発生や社会経済情勢の変化など、本町を取り巻く社会状況の変化に対応するため、第 2 次那須町環境基本計画を改訂したところであります。

今後はこの計画を基に、本町の豊かな環境資源の保全と活用を図りながら、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現を目指してまいりますので、皆様方のおなご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました那須町環境審議会の委員の皆様及び環境に関するアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

那 須 町 長 平 山 幸 宏

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 那須町の概要	7
第3章 環境の現状と課題	13
1 自然環境	14
2 生活環境	17
3 地球環境	22
第4章 計画の目標	25
1 基本理念	26
2 望ましい環境像	26
3 環境目標	27
第5章 施策の展開	29
1 施策の体系	30
2 環境目標実現のための施策の展開	32
環境目標1 豊かな自然と共生するまち	32
環境目標2 生物多様性を育むまち	37
環境目標3 快適で健やかに暮らせるまち	39
環境目標4 放射能の影響のない安全安心なまち	44
環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち	46
環境目標6 みんなが環境を大切にするまち	49
第6章 環境目標達成のために	53
1 環境配慮指針の目的	54
2 町及び主体別環境配慮指針	54
第7章 計画の推進	63
1 計画の推進	64
2 計画の進行管理	65
資料編	67
1 那須町環境基本条例	68
2 計画策定の経過等	72
3 町民意識調査	74
4 事業所意識調査	79
5 用語解説	84

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画見直しの背景

本町では、平成 14 年 3 月に「那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として掲げた“人がきらめき、緑かがやくまち”の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 23 年 9 月には「那須町環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継いでいくことを基本理念としています。

そして、平成 28 年 3 月に「第 2 次那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を“未来につなぐ みどり輝くまち”と定め、私たちの日常生活や事業活動による環境負荷をできるだけ減らし、持続的発展が可能な地域社会の形成を進めるとともに、本町の恵み豊かでかけがえのない自然環境を保全するため、各種施策を展開してきました。

この間、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による町内の被災に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散により、本町経済や町民生活は大きな影響を受けました。平成 24 年 4 月に策定した「那須町除染実施計画」に基づき計画的かつ重点的に進めてきた除染については、平成 28 年度をもって終了しましたが、原発事故に起因した農業系などの指定廃棄物や除染廃棄物等の敷地内保管が長期化しており、集約に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

また、地球温暖化の要因は、人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出量の増加であるとされていますが、頻発する大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で起きており、地球温暖化による気候変動は、世界で深刻な環境問題の一つとなっています。

このような地球規模の気候変動への対応として、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、日本では国内の温室効果ガス排出量を令和 12 年（2030 年）までに平成 25 年度（2013 年）比で 26%削減する目標が定められました。本町においても大雨の頻度の増加など地球温暖化の影響を懸念する声が高まっていることから、私たち一人ひとりが地球温暖化を自分の問題として捉え、身近な取り組みを確実に行っていく必要があります。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）^{※1}として令和 12 年（2030 年）までに達成すべき国際社会共通の目標を示しています。本町においても SDGs の考え方にに基づき、持続可能なまちづくりを推進していきます。

※1 SDGs：2015 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール及び 169 のターゲットを示し、地球上の誰一人として取り残さないことを目指す。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいく。

これらの社会状況の変化に加え、町民及び事業所アンケートの調査結果を踏まえ、「第2次那須町環境基本計画」を見直し、本町の環境の現状と課題を把握し、将来を見据えたより実効性のある「第2次那須町環境基本計画（改訂版）」を策定することとしました。

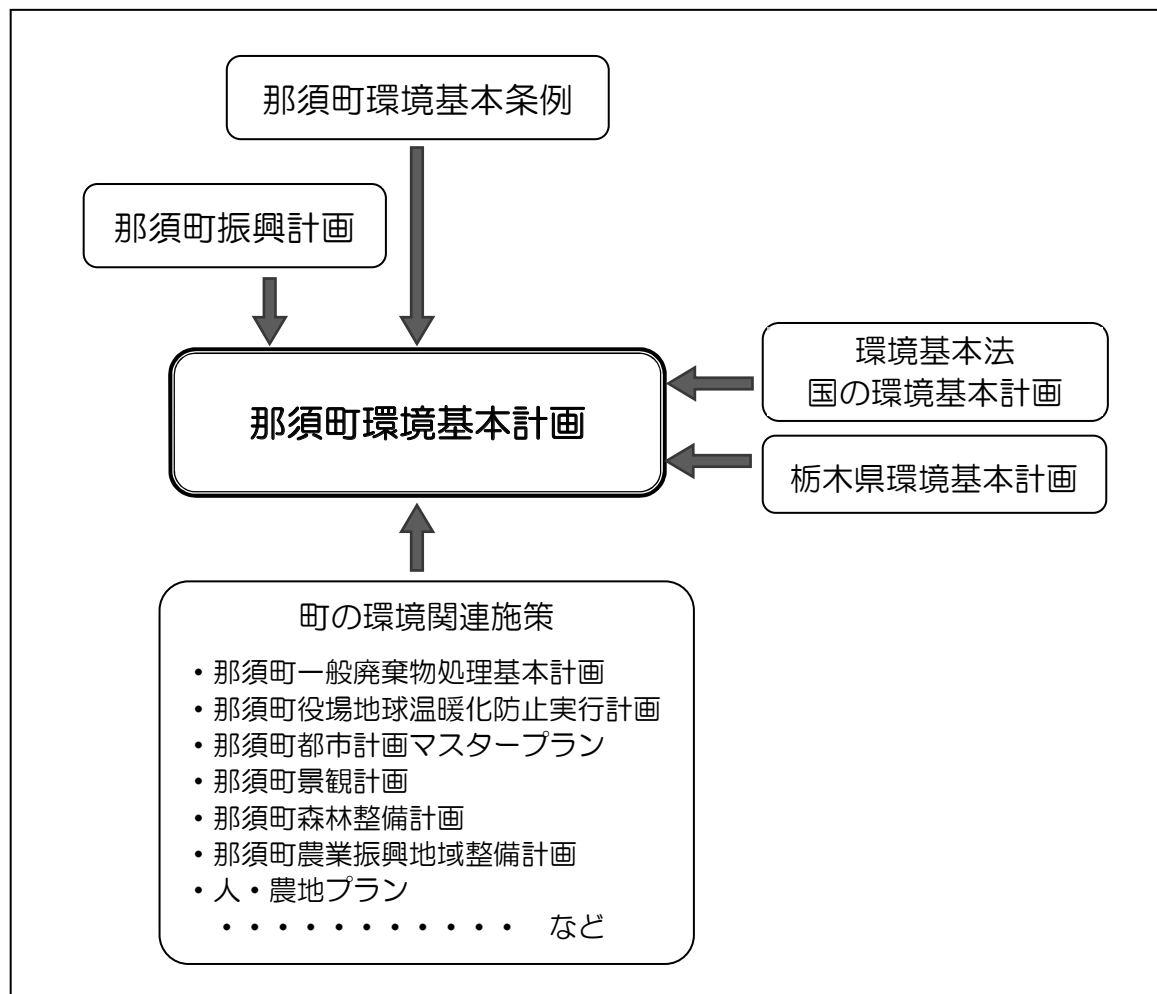
なお、本改訂版においては、計画の進行過程における環境目標の指標の達成状況を検証するとともに、社会状況の変化等に応じて第7次那須町振興計画後期基本計画の策定に合わせて、「第3章 環境の現状と課題」、「第5章 施策の展開」の主な事業及び環境目標の指標を中心に内容を時点修正しています。

2 計画の位置付け

本計画は、那須町環境基本条例に基づき定めるもので、本町の環境諸施策の基本となるものです。「那須町振興計画」を環境面から捉え、その実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画の策定、推進にあたっては、那須町の各分野の計画や国及び栃木県の環境基本計画との整合を図ります。

図 計画の位置付け



3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、環境問題を総合的に捉えるため、次のとおりとします。

- 自然環境分野

森林や里地里山、水辺などの多様な自然環境や景観とそこに育まれた生物の多様性など、人と自然が共生することができる環境の創生に関する分野

- 生活環境分野

大気環境、水環境、土壌環境、騒音などの公害に関する分野に加え、廃棄物や放射能など人の健康や日々の生活に大きくかかわる社会生活に関する分野

- 地球環境分野

地球温暖化防止や資源・エネルギー対策などの地球環境の保全に関する分野

4 計画の対象地域

計画の対象地域は、那須町全域とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年）を初年度とし、令和7年度（2025年）までの5年間とします。

6 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

○環境の現状や課題を把握し、那須町の環境の将来像について共通認識を示します。

環境の現状と課題を明らかにすることにより、環境に対する認識を深め、環境の将来像について町民と事業者及び町が共通認識を持つための方向性を示します。

○望ましい環境の将来像を実現するための取り組み内容を示します。

将来像の実現に向け、各分野における環境目標を設定し、目標を達成するために取り組むべき施策を示します。

○数値目標を設定し、より実効性のあるものとします。

環境基本計画の進捗状況をよりわかりやすくするため、数値目標を設定します。

○町民と事業者の環境に配慮した行動を促す指針とします。

町民や事業者に対し環境保全についての基本的な考え方を示すとともに、町民、事業者が自ら積極的に環境の保全に向けて行動するための指針とします。

7 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する町民・事業者・町・観光等で訪れる人々が環境の保全に向けそれぞれの役割を分担し、相互に連携、協力していくことが必要です。

○ 町民（団体を含む）の役割

- ◆日常生活での環境負荷を低減し、周辺環境に配慮します。
- ◆環境保全活動に積極的に参加します。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。
- ◆NPO等の民間団体は、各主体や他の団体と連携し、環境保全に協力します。

○ 事業者の役割

- ◆事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全に努めます。
- ◆事業活動による環境負荷の低減に努めます。
- ◆環境保全活動に自主的（自発的）に取り組むとともに積極的に参加します。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。

○ 町の役割

- ◆町内の環境に応じた総合的かつ計画的な施策を推進します。
- ◆率先して環境負荷を低減します。
- ◆環境情報を発信し、町民、事業者、滞在者と協働して環境保全活動を推進します。
- ◆国や県、近隣自治体との連携を図り、環境保全などに関する取り組みを推進します。

○ 滞在者（通勤・通学・旅行者）の役割

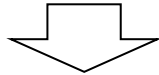
- ◆滞在に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。

8 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

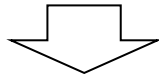
第1章 計画の基本的事項

計画の位置付け、対象範囲、期間、各主体の役割等を示します。



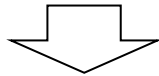
第2章 那須町の概要

人口や土地利用等の概要を示します。



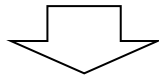
第3章 環境の現状と課題

自然環境、生活環境等の現状と課題について整理します。



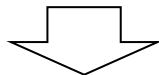
第4章 計画の目標

計画の基本理念や、望ましい環境像、環境目標を示します。



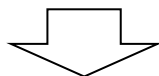
第5章 施策の展開

環境目標を実現するための基本方針や基本施策を示します。



第6章 環境目標達成のために

主体（町民、事業者、滞在者）別の環境配慮指針を示します。



第7章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理、結果の公表について示します。

第 2 章 那須町の概要

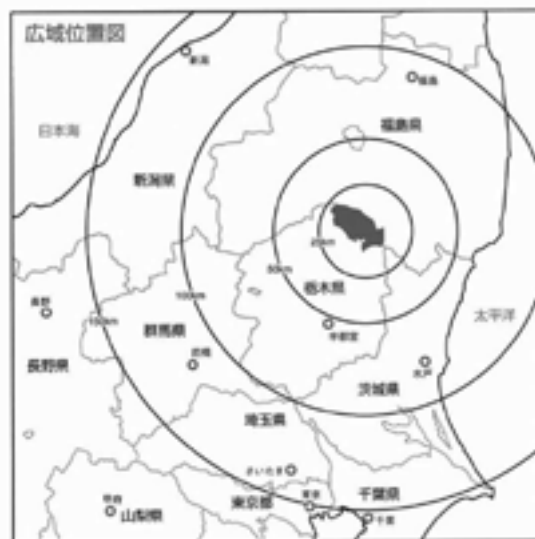
第2章 那須町の概要

1 位置と地勢

本町は、栃木県の北部に位置し、東京都まで約170km、宇都宮市まで約60kmの距離にあります。東は八溝山を境に福島県棚倉町及び白河市に、西は那珂川をはさんで那須塩原市に、南は那須塩原市及び大田原市に、北は福島県白河市及び西郷村に接しています。

那須連山と八溝山地に至る広大な町域の那須町は、総面積372.34km²を有し、栃木県の総面積の約6%にあたります。

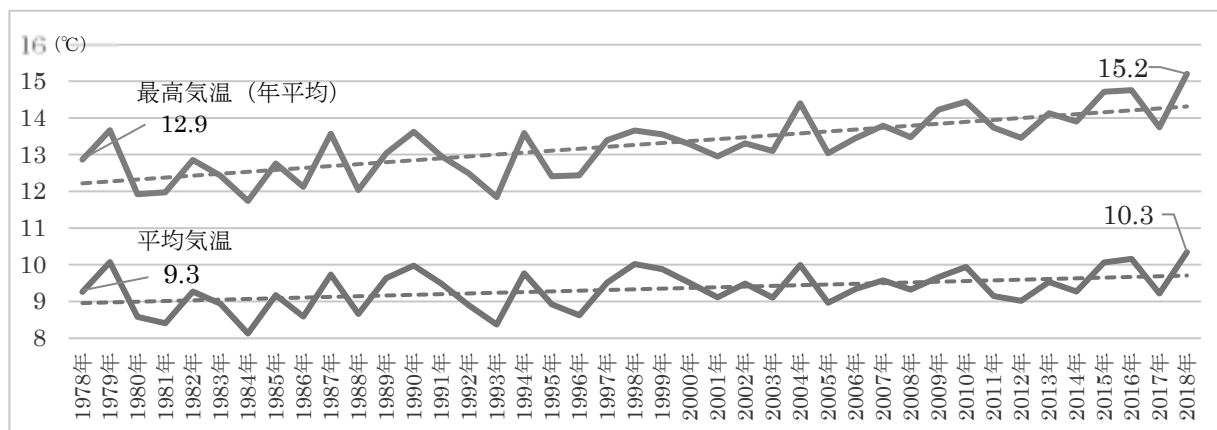
日光国立公園区域となる北西部には、今なお噴煙をはき続ける那須連山の主峰、標高1,915mの茶臼岳がそびえています。その南斜面は那須温泉郷やレジャー施設、別荘が点在する高原地域、町の中央部は農業地域となっています。また、東部の八溝山系一帯は、良質な八溝材の生産地域で、県立自然公園区域に指定されています。



2 気 候

本町の気候は、概ね冷涼で湿気の少ない高原型の気候となっています。内陸部のため気温の年較差、日較差が大きく、高原部と平地部の標高差による気温の較差も見られます。降水量は、7月から9月にかけて多くなり、年間の降水量は約2,000mmとなっています。冬季は山間部を中心に積雪があり、平地部では乾燥した冬晴れの日が多くなります。また、過去40年間の年間平均気温及び最高気温は、上昇傾向で推移しており、年間平均気温は0.75℃上昇しています。

【 過去40年間の平均気温と最高気温の推移 】
(昭和53年～平成30年)

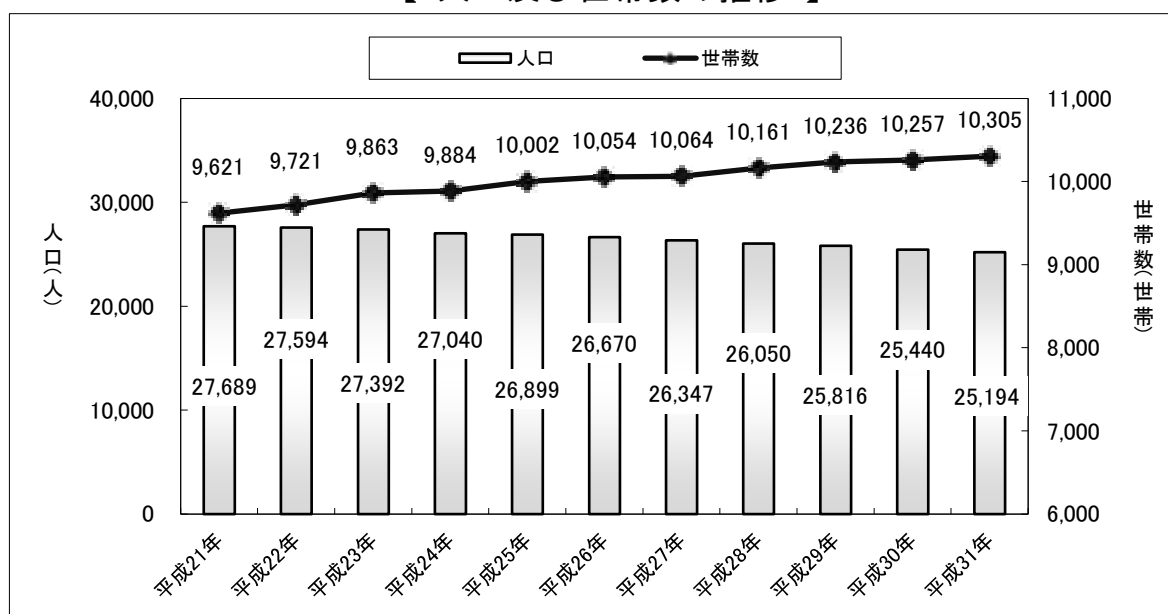


資料：気象庁データ（那須高原気象観測所の観測値）から作成

3 人 口

本町の人口は、減少傾向にあり、世帯数は増加傾向を示しています。人口は、平成 21 年からの 10 年間で 2,495 人減少し、一世帯当たりの人員も 2.9 人から 2.4 人に減っており、核家族化が進んでいる傾向が見られます。

【 人口及び世帯数の推移 】

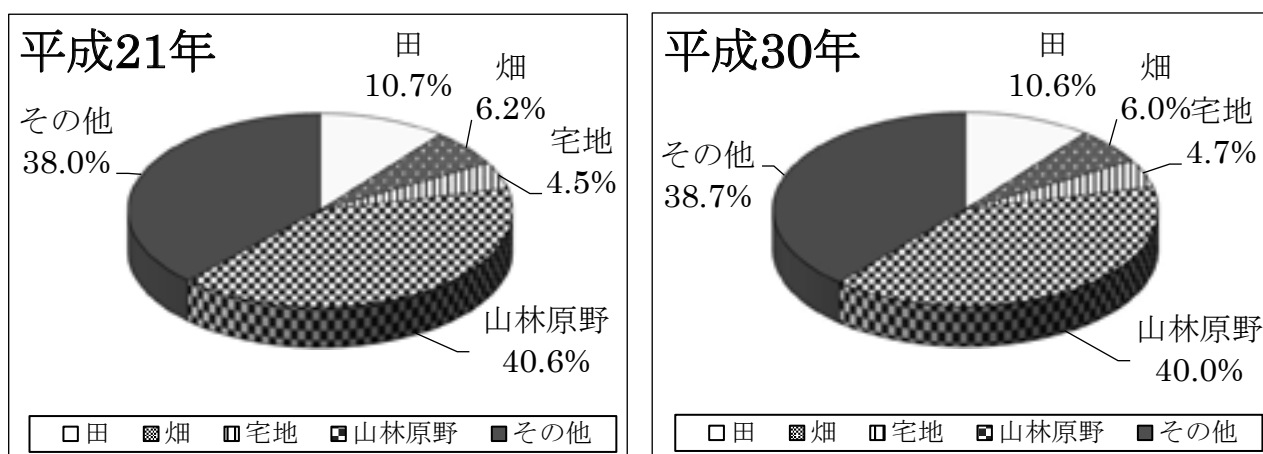


資料：住民基本台帳人口（住民生活課資料）各年 4 月 1 日

4 土地の利用状況

本町の地目別面積は、「山林原野」の割合が最も高く、次いで「田」、「畑」と続いています。近年、「宅地」がわずかに増加傾向にあり、「山林」、「田」、「畑」は減少傾向が見られます。

【 地目別面積の推移 】



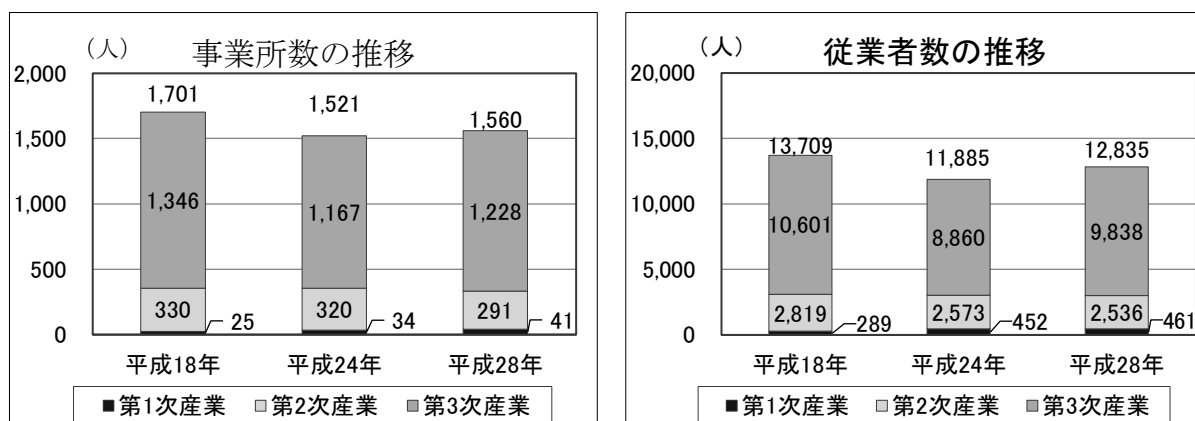
資料：那須町統計書（税務課課税資料）

5 産 業

本町の産業分類別事業所数を見ると、平成 28 年には第 3 次産業が 1,228 事業所と最も多く、全体の 78.7%を占めており、第 1 次産業は 41 事業所（2.6%）、第 2 次産業は 291 事業所（18.7%）となっています。

本町は、年間に約 500 万人の観光客が訪れる県内有数の観光地で、観光産業は本町の基幹産業となっています。本町の観光は、歴史ある泉質が豊富な温泉、四季折々の景色が楽しめる豊かな自然があることに加え、テーマパークや美術館などのレジャー施設や様々な形態の宿泊施設など観光資源が豊富にそろっていることも魅力のひとつです。

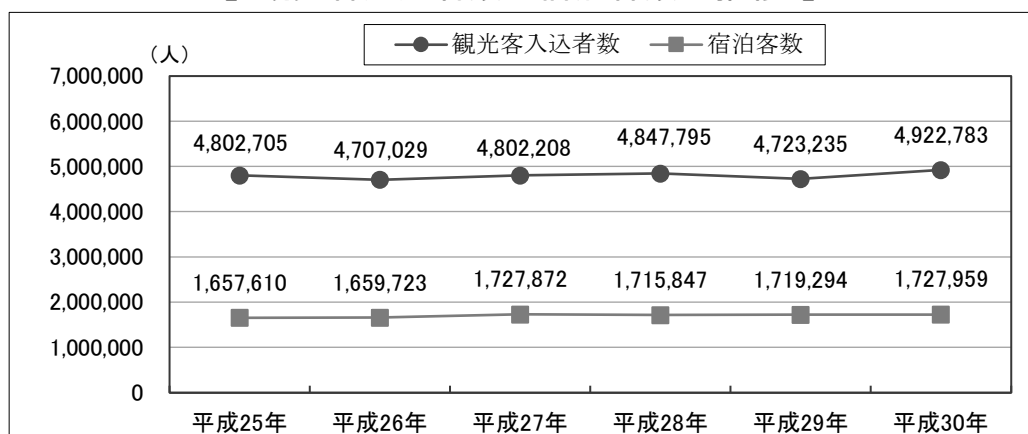
【 産業分類別事業所数及び従業者数の推移 】



資料：那須町統計書 （各年 10 月 1 日現在）

第 1 次産業 農業、林業、漁業
 第 2 次産業 鉱業、建設業、製造業
 第 3 次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、国、地方公共団体等

【 観光客入込者数・宿泊客数の推移 】

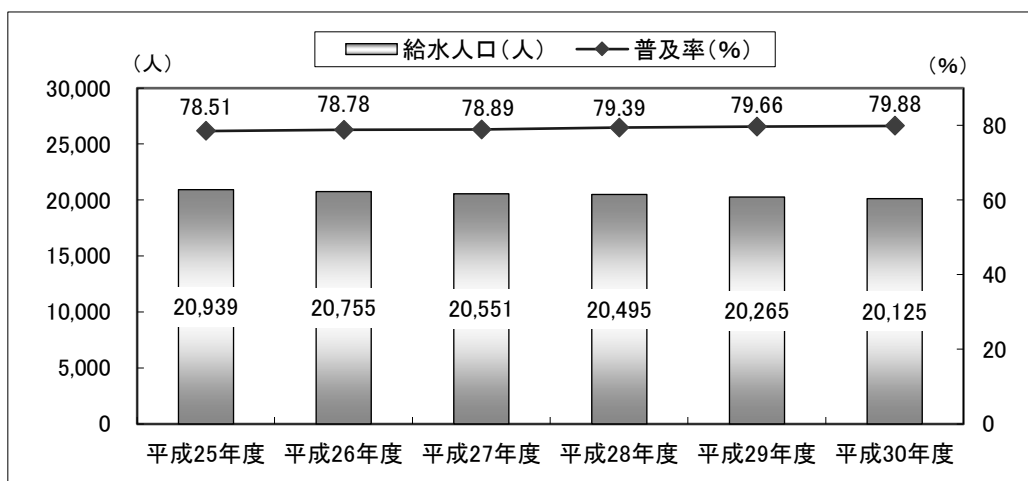


資料：那須町統計書

6 上水道

本町の平成 30 年度の町営水道給水人口は 20,125 人で、普及率は 79.88%となっています。

【 町営水道普及状況の推移 】



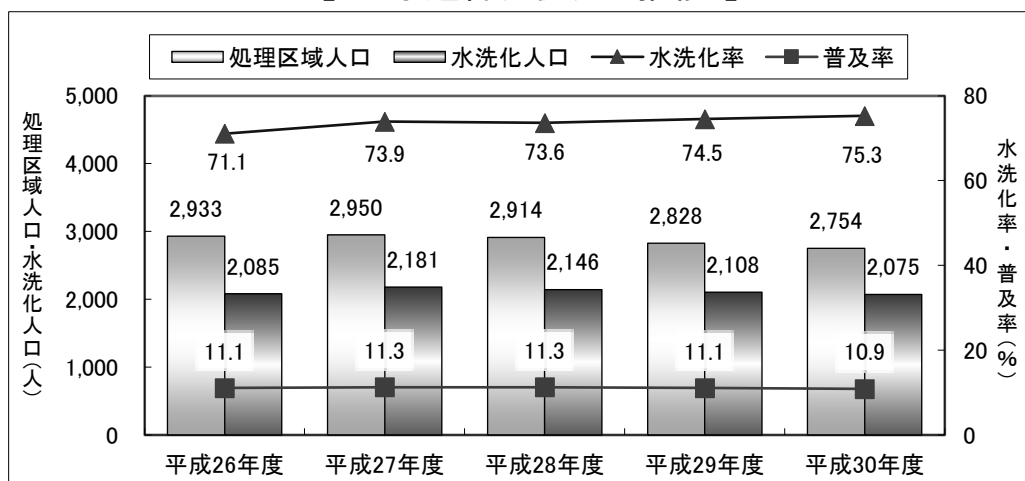
資料：那須町統計書

7 生活排水処理

(1) 下水道

本町では、湯本地区と黒田原地区に下水道施設が整備されており、平成 30 年度の下水道の普及率は 10.9%、下水道処理区域(下水道を利用できる区域)での水洗化率は 75.3%となっています。

【 下水道普及状況の推移 】



資料：那須町統計書

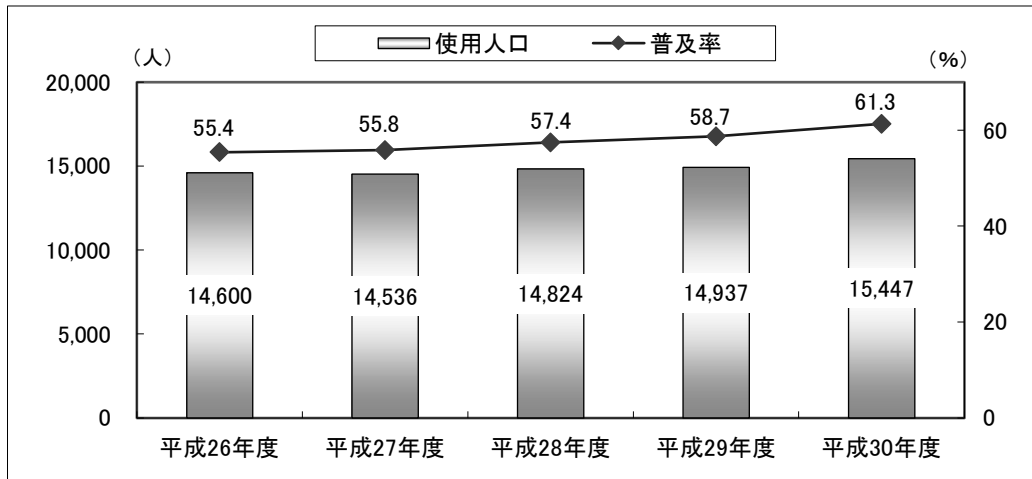
※普及率＝処理区域人口÷町総人口×100

水洗化率＝水洗化人口(下水道接続人口)÷処理区域人口×100

(2) 合併処理浄化槽

公共下水道の処理区域外においては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。平成30年度の合併処理浄化槽使用人口は15,447人で、普及率は61.3%となっています。

【 合併処理浄化槽普及状況の推移 】



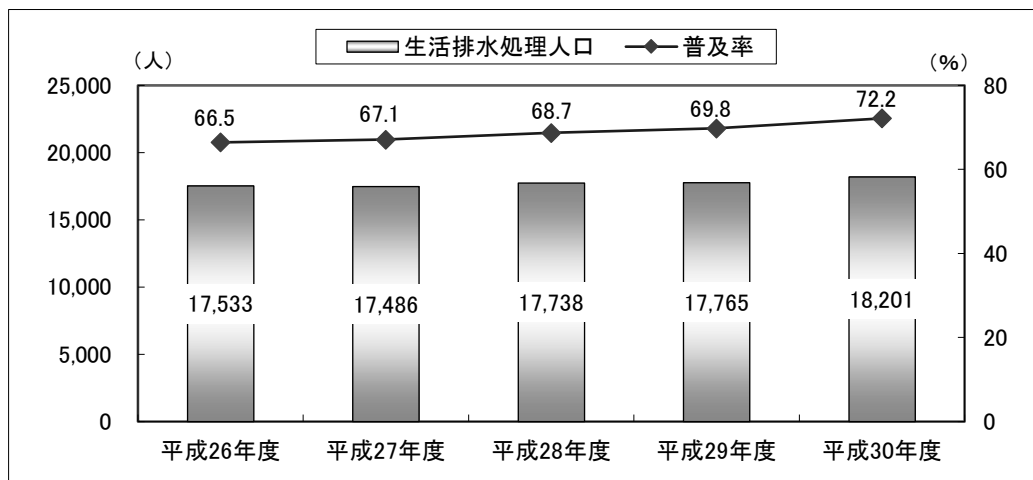
資料：上下水道課

※普及率＝合併処理浄化槽使用人口÷町総人口×100

(3) 生活排水処理人口普及率（下水道＋合併処理浄化槽）

公共下水道及び合併処理浄化槽を含めた普及率（生活排水処理人口普及率）は、72.2%となっています。

【 生活排水処理人口普及率の推移 】



資料：上下水道課

第 3 章 環境の現状と課題

第3章 環境の現状と課題

1 自然環境

(1) 森林・里地里山

① 現 状

那須町は、県内でも自然環境に恵まれた地域で、その面積の多くを森林や農地が占めています。那須連山から山麓に広がる地域は日光国立公園区域に、東部の八溝山系は県立自然公園に指定され、豊かな森林が残されています。その周辺には平地林や広大な農地が混在して広がり、優れた自然景観を形成しています。

森林やその周辺に広がる里地里山では、林業、畜産、稲作、畑作が営まれ、多様な生態系が形成されるとともに、自然資源の供給や良好な景観、文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たしています。

しかし、農林業従事者の高齢化や担い手不足などにより、林地の荒廃や耕作放棄地が増加し、野生鳥獣による農作物の被害が増えています。

自然から受ける恩恵を将来に受け継いでいくためには、人と自然の共生を目指し、本町の貴重な財産である森林や里地里山を適正に保全・活用する必要があります。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「耕作放棄地など農地の荒廃が進んでいる」と感じている割合は68.2%、「森林の減少や荒廃が進んでいる」が66.4%、「イノシシやサルなどの有害鳥獣の被害がある」が64.2%と、多くの町民が森林・里地里山の荒廃が進んでいると感じています。

また、環境を守るための行政への要望としては、「森林の保全と活用」が30.9%、「有害鳥獣対策の推進」が29.5%、「秩序ある土地利用の推進と自然環境の保全」が22.9%、「農地の保全と活用」が22.3%でした。

③ 課 題

- ・ 多面的機能を有する森林の保全・整備
- ・ 林業生産活動の維持
- ・ 里山の保全と管理
- ・ 農地の保全、ため池、用水路等の適正管理
- ・ 耕作放棄地の解消
- ・ 野生鳥獣による被害防止
- ・ 良好な自然景観の保全と活用
- ・ 歴史的・文化的な景観の保全

(2) 生物多様性

① 現 状

本町は、北西部の那須連山から東部の伊王野・稲沢一帯まで、その標高差は約1,700mと非常に大きく、八溝山系の影響もあり、起伏の多い複雑な地形をしています。このため、山岳地帯やその裾野に広がる森林、里地里山、余笹川をはじめとする清流や湿地など多様な自然環境に恵まれています。

那須御用邸用地の一部が整備された「那須平成の森」は、近年まで人がほとんど立ち入ることがなく、豊かな自然環境が残されています。また、小深堀をはじめとする那須山麓湿地群は、希少種、固有種が生息・生育している場所として、「日本の重要湿地 500」にも選定されています。

これら豊かな森林や水辺環境には多様な生態系が形成され、希少種をはじめ様々な野生動植物が生息・生育しています。

平成14年度から平成18年度にかけて実施した自然（動植物）調査の報告書（那須町教育委員会）によると、昆虫で19種、植物で54種の希少動植物が確認されています。

こうした本町の豊かな自然に親しみ、保全意識を高める取り組みとして、稚魚放流や川体験教室、自然観察教室などの環境学習を実施しています。

一方で、土地の開発や林地の荒廃、耕作放棄地の増加などによる野生動植物の生息・生育環境も変化しており、近年、イノシシやサル、クマなどが人里に出没し、農作物などに被害を及ぼしています。また、ハクビシンやブラックバスなどの外来動物の生息や、オオハンゴンソウなどの外来植物の生育が町内でも確認されており、地域固有動植物の生態系を脅かしています。

私たちの生活は自然界から多くの恩恵を受けて成り立っていることから、多様な動植物の生息・生育環境を守るために、地域の特性を考慮しながら、こうした貴重な生態系を保全していく必要があります。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「イノシシやサルなどの有害鳥獣の被害がある」と感じている割合は64.2%、「オオハンゴンソウなどの外来種が増えている」は52.8%でした。農作物などに被害を及ぼすとともに、地域固有動植物の生態系にも影響を与える有害鳥獣への対策が望まれています。

また、環境学習への参加意欲については、「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」を合わせると45.7%となっています。

③ 課 題

- ・ 多様な生態系の維持
- ・ 野生動植物の生息・生育場所の保全
- ・ 希少動植物種の保護
- ・ 特定外来生物の防除
- ・ 環境保全活動の推進と人材の育成

【那須町の天然記念物・名勝】

◆国指定名勝

名 称	指定年月日	所在地
おくのほそ道の風景地 殺生石	平成 26 年 3 月 18 日	湯本
おくのほそ道の風景地 遊行柳（清水流るゝの柳）	平成 27 年 3 月 10 日	芦野 2530

◆栃木県指定天然記念物

名 称	指定年月日	所在地
那須町のこうやまき	昭和 32 年 6 月 30 日	芦野 1039
八幡のミネザクラ	昭和 41 年 8 月 23 日	湯本（八幡崎県有地）
伊王野城址の樹林	昭和 51 年 6 月 11 日	伊王野 1970 他

◆那須町指定天然記念物、名勝

名 称	指定年月日	所在地
温泉神社境内の杉並木	昭和 35 年 10 月 15 日	伊王野 1443
湯本温泉源	昭和 35 年 10 月 15 日	湯本 181
那須の五葉松	昭和 47 年 7 月 15 日	湯本 182
落合の海棲動物化石層	昭和 47 年 7 月 15 日	沼野井 9（河川敷）
伊王野温泉神社の大杉	平成 2 年 3 月 1 日	伊王野 1443
上ノ宮の「イチョウ」	平成 2 年 3 月 1 日	芦野 2538
揚源寺の「アスナロウ」	平成 2 年 3 月 1 日	芦野 2901
堂の下岩観音	平成 2 年 3 月 1 日	芦野 383
小深堀の植物群	平成 26 年 11 月 18 日	高久丙 1942-1 の一部 他



堂の下岩観音



おくのほそ道の風景地 殺生石

2 生活環境

(1) 公害

① 現 状

大気環境では、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素が要因で発生する光化学オキシダント※²の問題があります。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成率が低く、広範囲に汚染物質が移動する広域的な大気汚染の原因となります。このため自動車や工場などの排出ガスの抑制対策を今後も継続する必要があります。加えて、近年大気汚染の大きな原因として取り上げられている微小粒子状物質（PM2.5）も広域的な問題であることから、栃木県と連携を図り微小粒子状物質（PM2.5）の監視や住民への周知を行っていきます。

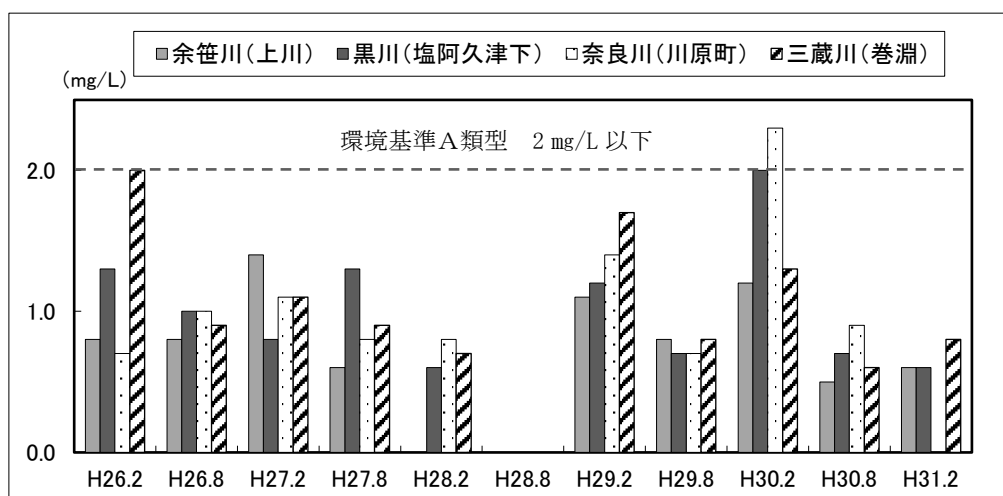
水環境では、定期的に河川の水質調査を行っており、その結果を見ると、水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（BOD）は、一部の河川で汚濁が見られる時があるものの、概ね環境基準を達成しています。近年、水質悪化の主要因は生活排水となっているため、事業所の規制基準遵守及び家畜排せつ物の適正処理の指導に加え、生活排水の適正処理を推進する必要があります。

土壌環境では、町内で大きな土壌汚染は発生していませんが、汚染除去には長い時間がかかるため、汚染の監視と未然防止対策を継続する必要があります。

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚や生活環境に左右される感覚公害といわれ、規制基準以下でも不快に感じることがあります。事業活動だけでなく、私たちの日常生活においても周辺の生活環境への配慮が必要とされています。

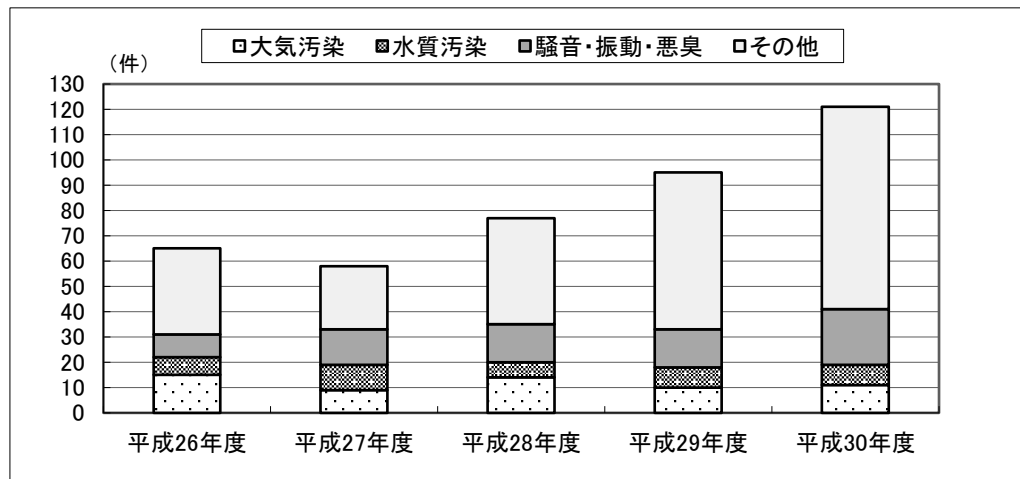
※2 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、酸化性物質の総称。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、夏季に多く発生し、眼や喉などの粘膜を刺激することがある。

【主な河川の水質（BOD）の推移】



資料：環境課

【公害苦情処理状況】



資料：那須町統計書

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「河川の水質や水辺の環境が悪化している」と感じている割合は36.2%、「事業所、工場、牧場などからの臭いが気になる」は34.6%でした。環境を守るための行政への要望としては、「大気、水質、騒音、悪臭などの公害対策の推進」が18.4%でした。

「空き地の雑草や樹木が適正に管理されていない」と感じている割合が62.1%、「空き家が適正に管理されていない」と感じる割合が61.4%であり、近隣の生活環境の保全が求められています。

また、行政への要望としては、「公共交通機関の利便性の確保」が31.8%であり、道路交通対策の推進を望む声が最も多くなっています。

③ 課 題

- ・ 自動車や工場などの排出ガスによる大気環境への影響
- ・ 光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）の影響
- ・ 生活排水等による河川の水質汚濁
- ・ 土壌汚染・地下水汚染の未然防止
- ・ 下水道等の生活排水処理施設の普及向上と適正管理
- ・ 事業所等からの騒音・振動・悪臭の監視
- ・ 空き地・空き家の適正管理
- ・ 道路交通対策の推進

(2) 廃棄物

① 現 状

本町では、収集計画に沿って収集されたごみは、中継施設であるクリーンステーション那須に搬入後、広域クリーンセンター大田原に搬出し、処理しています。

私たちの日常生活や事業活動から発生する一般廃棄物の排出状況を見ると、平成 30 年度の総排出量は 10,640 トンで、その約 8 割を燃えるごみが占めています。ごみを焼却することで燃料を消費し、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を排出するなど、地球環境にも大きな影響を及ぼします。環境への負荷を低減するため廃棄物の発生抑制と 3 R^{※3}（リデュース・リユース・リサイクル）などの再生利用の促進が大きな課題となっています。

本町では、レジ袋の削減や生ごみ処理機器の導入促進、分別収集などの取り組みに加え、平成 25 年度からごみ袋の有料化制度を導入するとともに、分別品目に容器包装プラスチックを追加して分別収集を実施しており、近年、一般廃棄物の総排出量は、減少傾向を示しています。

本町における平成 30 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を見ると、家庭系ごみの排出量は 520g ですが、事業系ごみの排出量が多いため、家庭系と事業系を合わせた 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,151g で、栃木県平均 921g よりも多い状況にあります。また、再生利用率については、栃木県平均 16.4% に対し、本町は 13.8% と低い状況にあることから、今後も、町民や事業者、滞在者と協力し、ごみの減量化、資源化に向けた対策をより強化する必要があります。

一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄の問題があります。本町では、不法投棄防止のためのパトロールの実施や町民との協働による環境美化町民運動を実施し、地域の環境美化に努めています。廃棄物の不法投棄は、景観を損なうだけでなく、環境への影響も懸念されることから、町民、事業者等のマナーの向上や、意識啓発を図りながら廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

また、事業活動により発生する産業廃棄物の不適正な処理は、環境負荷の増大につながります。町内には多くの産業廃棄物処理施設が設置されており、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。ごみの不法投棄防止と合わせ、産業廃棄物の適正処理を徹底するとともに、その発生抑制と資源の有効活用を図る必要があります。

※3 3 R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の 3 つの R の総称。物を大切に使いごみを減らす（リデュース）、使える物は繰り返し使う（リユース）、ごみを資源として再び利用する（リサイクル）ことにより、限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進する。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「不法投棄やポイ捨てが増えている」と感じている割合は63.8%、「家庭や事業所などからのごみ問題が気になる」が37.7%、「ごみなどの廃棄物の野外焼却（野焼き）が気になる」が28.5%でした。

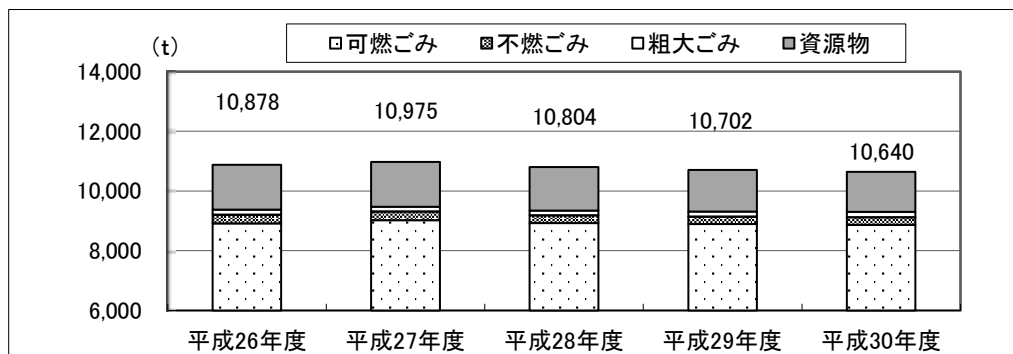
一方で、日常生活の中で環境を守るための取り組みとしては、「ごみのポイ捨て、不法投棄はしないよう心掛けている」が97.6%、「ごみの区分に従ってごみを分別している」が97.0%と、高い取組状況であることがわかりました。

また、事業所アンケート調査結果では、ごみの発生量が「増加傾向」の事業所が14.7%、「横ばい」が61.3%、「減少傾向」が22.7%でした。

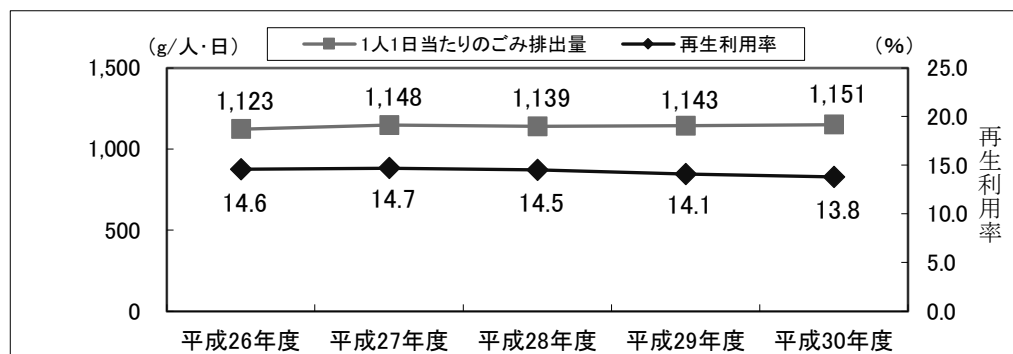
③ 課 題

- ・ 廃棄物の減量化、資源化の促進
- ・ 分別の徹底、生ごみ、廃食用油などの資源活用など、再生利用の推進
- ・ 廃棄物の適正な処理
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策と意識啓発

【ごみの排出量と再生利用率の推移】



資料：一般廃棄物処理事業実態調査



資料：とちぎの廃棄物

※1人1日当たりのごみ排出量＝総排出量÷人口÷365日

再生利用率＝再生利用量（総資源化量）÷総排出量

(3) 放射能対策

① 現 状

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放射性物質が放出され、東北地方から関東地方にかけての広範囲の地域が放射能に汚染されるという事態が発生しました。

この発電所から約 90 k m離れた本町でも、一部の山菜や農林畜産物から基準を超える放射性物質が検出されるなど影響を受けました。

本町は、子どもの生活環境における放射線量の低減を最優先として、小中学校や保育園等の除染を先行して実施しつつ、平成 24 年 4 月に策定した那須町除染実施計画に基づき除染を計画的かつ重点的に進めてきました。平成 23 年 9 月から平成 31 年 3 月で町内 30 箇所の空間線量率は、平均すると約 73%減少しています。

健康不安の対策として、本町では国などの関係機関と連携を図り、定期的に空間放射線量を測定するとともに食品の放射能検査を実施しています。また、甲状腺エコー検査及び尿・母乳検査費用の助成やホールボディカウンタによる人体の内部被ばく検査などにより、放射能による健康不安の払しょくに努めてきました。

また、原発事故に起因して、農業系などの指定廃棄物や除染廃棄物等の敷地内保管が長期化しており、集約に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

快適で安心して暮らせる生活環境を守っていくためには、町、町民、事業者が一体となって、この放射能問題と向き合い、放射能対策に取り組んでいく必要があります。

【除染の実施状況等】

除染実施期間	平成 23 年度から平成 28 年度
実施箇所数	9,402 箇所（内訳：学校 26、保育園・幼稚園 13、公園 33、住宅 9,205、その他 125）
除去土壌等の保管量	除去土壌 23,683 m ³ 、除染廃棄物 61,461 m ³
除去土壌等の保管箇所数	9,594 箇所

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「放射能の影響が気になる」と感じている割合は 41.8%でした。

③ 課 題

- ・ 指定廃棄物・除染廃棄物等の集約
- ・ 放射能の影響に対する町民の不安軽減

3 地球環境

(1) 地球温暖化

① 現 状

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。その主な要因は、人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出量の増加であるとされていますが、頻発する大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で起きており、地球温暖化による気候変動は、世界で深刻な環境問題の一つとなっています。

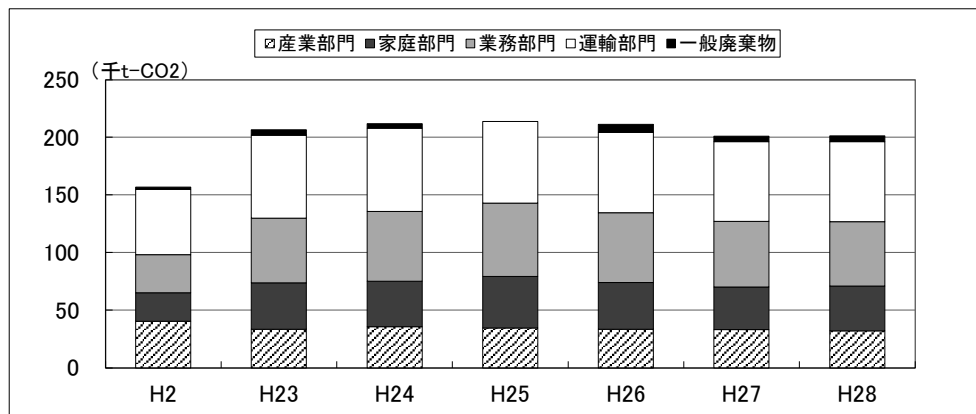
平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴール及び 169 のターゲットを提示していますが、この中には、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境の課題に関するゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れであると言えます。

国際的な気候変動への対応として平成 27 年（2015 年）12 月に採択されたパリ協定は、途上国を含む全ての参加国と地域に、令和 2 年（2020 年）以降の温室効果ガス削減・抑制目標を定めることを求め、産業革命からの世界平均気温の上昇を 2℃未満に保ちつつ、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。

国内では、平成 30 年（2018 年）12 月に気候変動適応法が施行されました。本法は、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避軽減対策（適応策）は車の両輪であることから、適応策を法的に位置づけ、関係者が一丸となって適応策を強力に推進するものです。国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割に応じて、気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策を推進していくことが重要です。

本町においても過去 40 年間の年間平均気温は上昇傾向で推移していますが、たとえ 0～1℃程度の気温上昇であっても、洪水や暴風雨による災害リスクや気温上昇による熱中症発生率の増加などが懸念されます。地球温暖化は、地球規模の環境問題ですが、地球で暮らす全ての人々が、この問題の緊急性・重要性を認識し、その対策のための取り組みを積み重ねていく必要があります。二酸化炭素の吸収源である森林の適正な維持管理を図るとともに、私たち一人ひとりが、ごみの削減やリサイクル、省エネルギー、エコドライブなど身近な取り組みを確実に行っていくことが求められています。

【那須町の二酸化炭素排出量（推計値）の推移】



資料：環境省（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）に基づく市区町村別部門別 CO2 排出量の現況推計値）

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「大雨の頻度の増加など地球温暖化の影響がある」と感じている割合が 83.6%と、全 20 項目の質問のうち最も高い結果となりました。本町においても地球温暖化対策や気候変動への対応は、身近な課題として取り組んでいく必要があります。

一方で、町民アンケートでは、日常生活の中で環境を守る取り組みを行う上で支障となっている項目として、「環境を守るための取り組みに関する情報が不十分である」と回答した割合が 21.6%、「具体的な方法がわからない」が 20.9%でした。また、事業所アンケートでは、行政への要望として「事業者への環境保全に関する情報提供」が 65.3%であったことから、啓発活動による町民及び事業者意識の向上が一層必要です。

③ 課 題

- ・ 温室効果ガスの排出削減
- ・ 温暖化防止に対する町民意識の向上
- ・ 交通渋滞の緩和と公共交通機関や自転車の利用促進
- ・ ごみ排出量の削減
- ・ 二酸化炭素吸収源である森林の保全
- ・ 再生可能エネルギーの活用

(2) 資源・エネルギー

① 現 状

私たちは、日常の生活や経済活動において、資源やエネルギーを消費しています。近年の国内のエネルギー消費の動向を見ると、製造業や農林水産業などの産業部門ではほぼ横ばいとなっていますが、家庭部門や第3次産業などの業務部門では、快適さや利便性を求めるライフスタイルの普及等を背景にエネルギー消費量が増加傾向にあります。

日本は、エネルギー資源に乏しく、その多くを輸入に頼っています。石油や石炭などの化石燃料は、消費に伴い発生する二酸化炭素が地球温暖化の要因となっているほか、その大量消費による資源の枯渇が懸念されています。

東日本大震災の発生とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故に端を発し、国内の原子力発電所が停止したことにより、火力発電の増加に伴う二酸化炭素排出量が増大するとともに、エネルギー問題が顕在化しました。地球温暖化対策としての温室効果ガス削減や資源の有効活用が必要となっており、太陽光、風力、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーへ転換が求められています。

再生可能エネルギーの活用については、平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、全国的に太陽光発電を中心に進み、本町でも太陽光発電設備が急速に増加しました。その一方で、太陽光発電については、安全性の確保や防災・景観への影響などをめぐり、地域住民と事業者との関係が悪化するなど、全国でトラブルが顕在化してきています。

本町では、令和元年5月に「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しました。本町の美しい自然環境、魅力ある景観を維持するとともに、安全安心な生活環境を保全するため、条例に基づき太陽光発電設備設置事業と自然環境との調和を図ります。

また、省エネルギーを推進するとともに、本町の特性に適した再生可能エネルギーの活用を多角的に調査・研究し、地域循環型社会の構築を推進する必要があります。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果の自由意見総数 405 件のうち、太陽光発電設備の設置に関する意見が 82 件（約 20%）ありました。再生可能エネルギーの必要性を感じる一方で、森林伐採を伴う太陽光発電設備の増加を懸念する意見が多く、秩序ある土地利用と自然環境の保全が求められています。

③ 課 題

- ・ 町民、事業者、行政など各主体の省エネルギーへの取り組み推進
- ・ 再生可能エネルギーの活用

第 4 章 計画の目標

第4章 計画の目標

1 基本理念

「那須町環境基本条例第3条」に明記された基本理念に基づき、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

- 1 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していきます。
- 2 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していきます。
- 3 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築します。
- 4 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的に取り組みます。
- 5 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下により良い環境の保全と創造に取り組みます。

2 望ましい環境像

【望ましい環境像】

「未来につなぐ みどり輝くまち」

望ましい環境像は、本町がこれからどのような環境の姿を目指して、環境の保全と創造に関する取り組みを進めていくかを示す長期的な目標です。

第7次那須町振興計画では、本町の将来像を「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」と示し、那須の大自然を守りながら、産業の振興をはじめとする町の活性化を図るとともに、人々が積極的に交流し、子どもから高齢者まで安心して、元気に笑顔で暮らせる魅力あふれるまちづくりを進めるとしています。

本計画は、第7次那須町振興計画を環境面から実現していくための計画と位置づけられます。振興計画が示す将来像や本計画の基本理念を踏まえ、この計画の望ましい環境像を上記のように定めます。私たちの日常生活や事業活動による環境負荷をできる限り減らし、持続的発展が可能な地域社会の形成を進め、本町の恵み豊かで、かけがえのない自然環境を将来世代に継承していくことを目指していきます。

3 環境目標

望ましい環境像の実現に向けた様々な取り組みを体系的に整理するため、次の6つの環境目標を設定し、各種施策の展開を図ります。

環境目標1 豊かな自然と共生するまち

本町には、日光国立公園に属する那須連山やその麓に育まれた森林、那珂川・余笹川の清流など豊かな自然が存在します。これらの豊かな自然を将来世代に継承していくため、自然環境の保全に取り組みながら活用を図り、「豊かな自然と共生するまち」を目指します。

環境目標2 生物多様性を育むまち

人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、健全で恵み豊かな自然の維持と生態系の保全に努め、「生物多様性を育むまち」を目指します。

環境目標3 快適で健やかに暮らせるまち

私たちの豊かな暮らしは、生産、流通、消費の社会経済活動により成り立っています。これらの社会経済活動の全段階を通じて、汚染物質の発生を抑制し、適正処理を図ることにより、自然の物質循環に与える影響をできるかぎり抑え、地域循環型社会を形成し、「快適で健やかに暮らせるまち」を目指します。

環境目標4 放射能の影響のない安全安心なまち

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する指定廃棄物・除染廃棄物等の集約に向けた取り組みを推進し、「放射能の影響のない安全安心なまち」を目指します。

環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

私たちの社会経済活動による環境への負荷の蓄積で発生した地球温暖化問題は、深刻化を増し、地球で生きるすべての人々が協力して取り組まなければならない大きな課題となっています。私たち一人ひとりが、日常生活や事業活動を見直し、「環境への負荷が少なく地球にやさしいまち」を目指します。

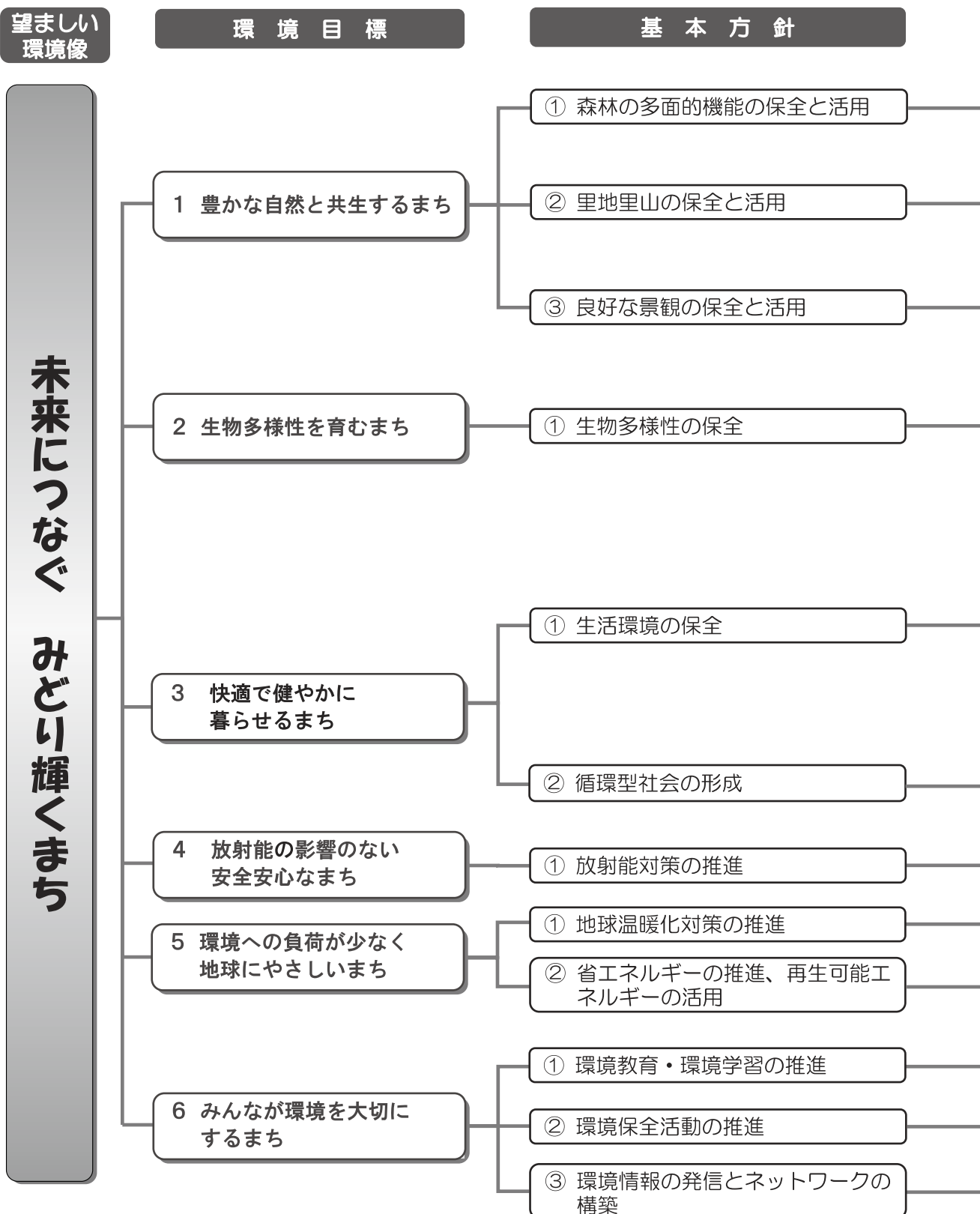
環境目標6 みんなが環境を大切にするまち

望ましい環境像の実現に向け、本町の豊かな環境を保全していくため、町民、事業者、滞在者、町のそれぞれが本町の環境の現状や多様な環境問題について理解し、互いに協力して環境問題に取り組む「みんなが環境を大切にするまち」を目指します。

第 5 章 施策の展開

第5章 施策の展開

1 施策の体系



望ましい環境像を実現するため、前章で定めた環境目標ごとに基本方針を設定し、それぞれの基本方向や基本施策を示します。

基 本 施 策

- 1 森林の保全と活用
- 2 国立・県立公園等の保全と活用
- 1 身近な緑地や水辺の保全と活用
- 2 農地の保全と活用
- 3 有害鳥獣対策の推進
- 1 秩序ある土地利用の推進と自然景観の保全
- 2 歴史的・文化的な景観の保全と活用
- 1 野生動植物の生息・生育環境の保全
- 2 希少種・貴重種の保全
- 3 特定外来生物対策の推進
- 4 生物多様性を支える人づくり
- 1 大気環境の保全
- 2 水環境の保全
- 3 土壌環境の保全
- 4 騒音・振動・悪臭の防止
- 5 道路交通対策の推進
- 6 近隣の生活環境の保全
- 1 ごみの減量・資源化の推進
- 2 ごみの適正な処理
- 1 安全安心の確保
- 2 放射能廃棄物等の集約
- 1 温室効果ガス排出量削減対策の推進
- 1 省エネルギーの推進
- 2 再生可能エネルギーの活用
- 1 学校での学習機会の充実
- 2 環境学習の場の提供と充実
- 1 環境保全活動の推進
- 1 環境情報の発信とネットワークの構築

具体的な取り組み

2 環境目標実現のための施策の展開

環境目標 1 豊かな自然と共生するまち

施策の基本方針

- ① 森林の多面的機能の保全と活用
- ② 里地里山の保全と活用
- ③ 良好な景観の保全と活用

① 森林の多面的機能の保全と活用

● 施策の基本方向

水源のかん養、自然災害の抑制、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を有する森林は、私たちが豊かに生活するうえで大切なものとなっています。これら森林が持つ多面的機能を保全するとともに、森林資源を有効に活用していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 森林の保全と活用

- 那須町森林整備計画に基づき、森林組合及び林業振興会と連携し、適正な森林の保全を図ります。
- 人工林及び天然林の適切な整備・保全を行い、二酸化炭素吸収量の高い森林を育成し、地球温暖化防止に努めます。
- 荒廃地の復旧整備や水源かん養の機能向上等を図るため、治山事業を効率的かつ効果的に取り組みます。
- 那珂川の水源地域であることを踏まえ、周辺の環境整備を図ります。
- とちぎの元気な森づくり県民税を原資とし、皆伐による森林資源の循環利用の促進と森林の若返りに取り組みます。
- 那須町の森を育む基金を原資とし、管理が行き届かず荒廃した森林の適正な管理・保全や地元産木材の活用を促進し、木材利用等の普及啓発に取り組みます。

取り組むべき主な事業	関係課
町有林整備事業	総務課
森林環境整備事業	農林振興課
森林整備地域活動支援事業	
とちぎの元気な森づくり県民税事業	
那須町の森を育む基金事業	
林地開発事務	

2 国立・県立公園等の保全と活用

- 国や県などの関係機関と連携し、日光国立公園及び八溝県立自然公園、那須平成の森などの優れた森林環境の適切な保全と活用を図ります。
- 関係機関と協力し、国立公園等の美化活動を推進し、森林環境の保全意識の高揚を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
八溝県立自然公園事業	観光商工課
那須平成の森管理運営事業	
自然公園保護事業	
自然公園等施設整備事業	

② 里地里山の保全と活用

● 施策の基本方向

市街地にある身近な緑地や水辺環境は、町民や滞在者に潤いと安らぎを与え、生活の質を向上させる役割を担っています。緑地環境や水辺環境を創出していくとともに、その保全を図ります。

また、平地林や農地により構成される里地里山は、人の手による管理が必要です。これらの自然環境を保全し、農林畜産業の活性化を図るとともに、環境資源の利活用を促進するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 身近な緑地や水辺の保全と活用

- 緑の基本計画に基づく、緑地の保全及び創出を推進します。
- 那須町の森を育む基金事業やとちぎの元気な森づくり県民税事業を活用した里山林の整備を推進します。
- 芦野緑地環境保全地域や那須街道の赤松林、史跡や文化財周辺の緑など、身近に自然とふれあえる良好な緑地環境の保全と活用を図ります。
- 町民との協働による水辺環境の保全を行うとともに、川に親しむ事業を展開します。

取り組むべき主な事業	関係課
とちぎの元気な森づくり県民税事業（再掲）	農林振興課
那須町の森を育む基金事業（再掲）	
那須町の川をきれいにする基金事業	建設課
緑の基本計画の推進事業	
公園整備管理事業 (芦野御殿山公園、伊王野城山公園、高久愛宕山公園)	観光商工課

2 農地の保全と活用

- 環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進します。
- 家畜排泄物の適切な管理と利用を促進します。
- 多面的機能を有する農地や水路などの適切な保全と活用を推進します。
- 農村景観や環境保全に配慮した生産基盤の整備を推進します。
- 農地の適正利用を図るため、耕作放棄地解消と農地の有効活用を推進します。
- 持続可能な農業の実現に向け、担い手の育成を推進します。
- 農林畜産物の地産地消と個性豊かなブランドづくりを推進します。
- 農薬や化学肥料の適正な使用を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
環境保全型農業推進事業	農林振興課
多面的機能支払交付金事業	
中山間農業・農村保護事業	
地産地消推進事業	
耕作放棄地活用事業	
担い手育成対策事業	
食のツーリズム推進事業	観光商工課
那須ブランド認定・発信事業	

3 有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣による農作物被害拡大防止のため、防護柵の設置や捕獲等の対策を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
有害鳥獣被害防止対策事業	農林振興課



長年にわたる人と自然のかかわりを通じて形成・維持されてきた里地里山

③ 良好な景観の保全と活用

● 施策の基本方向

本町が有する豊かな自然景観や歴史的・文化的な景観を保全します。高原地域には、広葉樹の平地林や牧草畑などが広がり、芦野、伊王野地域には歴史ある史跡等が数多くあります。これらの景観資源を保全し、良好な生活空間の確保や観光資源として活用していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 秩序ある土地利用の推進と自然景観の保全

- 都市計画マスタープラン、那須町景観計画に基づく整備を推進します。
- 屋外広告物条例による規制・誘導を図り、自然景観に調和した良好な景観の創出を推進します。
- 国土利用計画那須町計画及び那須町土地利用調整基本計画に基づいた秩序ある土地利用を推進します。
- 那須町土地開発指導要綱に基づき、民間事業者の開発行為については、自然環境と生活環境との調和に配慮した誘導を行います。
- 自然公園法に基づく区域の景観の保全を図ります。
- 大規模太陽光発電施設（メガソーラー）については、太陽光発電設備設置条例に基づき、周囲の景観や生活環境の保全に配慮した計画となるよう指導等を行います。

取り組むべき主な事業	関係課
国土利用計画・土地利用調整基本計画に基づく誘導	企画財政課
都市計画マスタープラン推進事業	建設課
緑の基本計画の推進事業（再掲）	
景観形成推進事業	
自然公園等施設整備事業（再掲）	観光商工課
太陽光発電設備設置事業許可事務	環境課

2 歴史的・文化的な景観の保全と活用

- 歴史的建造物や史跡などの文化財とその周辺環境の保全を図ります。
- 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 伝統工芸や民俗芸能など地域に根ざした伝統文化の継承とそれらを支えてきた環境資源の保全を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
景観形成推進事業（再掲）	建設課
公園整備管理事業（再掲）	観光商工課
文化財管理事業	生涯学習課
歴史探訪館管理運営事業	

環境目標 1 「豊かな自然と共生するまち」の指標

指 標	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）
森林面積	22,124 ha (平 26)	23,638 ha (平 30)	維持	23,588 ha (令 7)
農用地面積	4,714 ha (平 26)	4,383 ha (平 30)	維持	4,383 ha (令 7)
荒廃農地面積	53 ha (平 26)	55 ha (平 30)	維持	55 ha (令 7)



豊かな自然環境が残されている那須平成の森

環境目標 2 生物多様性を育むまち

施策の基本方針

① 生物多様性の保全

① 生物多様性の保全

● 施策の基本方向

本町には、高原や水辺等の要素が織りなす豊かな自然が育まれており、様々な野生動植物が生息・生育しています。私たちの生活に密着した里地里山周辺でも、昭和天皇ゆかりのナスヒオウギアヤメをはじめ、ホトケドジョウやヤマセミ、ハッチョウトンボなどの多種にわたる希少種も確認することができます。

こうした希少種を含む多種多様な生物が生息・生育できる自然環境と地域特有の生態系を保全し、良好な状態を維持していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 野生動植物の生息・生育環境の保全

- 国や県と連携し、自然公園等の適正な保全と活用を図ります。
- 健全な森林や里山林の保全と育成を推進します。
- 鳥獣被害防止対策のための里山管理を推進します。
- 生態系や周辺環境に配慮した農村整備や河川の管理を推進します。
- 鳥獣の保護繁殖のため、鳥獣保護区の規制の周知を図ります。
- 町内の動植物調査を行い、保全対策を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
多面的機能支払交付金事業（再掲）	農林振興課
とちぎの元気な森づくり県民税事業（再掲）	
那須町の森を育む基金事業（再掲）	
動植物の生息状況等調査事業	環境課
河川整備事業	建設課
那須町の川をきれいにする基金事業（再掲）	
自然公園保護事業（再掲）	観光商工課

2 希少種・貴重種の保全

- レッドデータブック等による絶滅危惧種などが生息する地域は、土地の関係者や地域住民などと連携しながら、生息生育環境の保全を図ります。
- 県や町指定の天然記念物及びその周辺環境の保全を図ります。
- 動植物の持ち帰り等の行為に関する規制の周知を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
環境保全対策事業	環境課
文化財管理事業（再掲）	生涯学習課

3 特定外来生物対策の推進（その他の外来生物も含む）

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の周知を図り、特定外来生物の移入・移植の防止と被害防除の啓発を推進します。
- 外来生物の持込み行為の規制を周知するとともに、町民等と協働して外来生物の駆除活動に取り組みます。
- ペット等の屋外放逐による外来種の野生化を防止するため、ペット等の適切な飼育について意識啓発を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
外来生物に関する情報収集・駆除事業	環境課
ペットの適正飼育に関する周知広報	
特定外来生物の防除啓発事業	農林振興課

4 生物多様性を支える人づくり

- 生物多様性の重要性を広く周知し、町民や事業者の理解促進を図ります。
- 地域住民や関係機関などとの協働による環境保全活動の推進を図ります。
- 環境学習などを通じ、環境保全活動を推進する人材の育成を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
生物多様性の周知広報事業	環境課
環境保全対策事業（再掲）	
環境学習の実施	

環境目標 2 「生物多様性を育むまち」の指標

指 標	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）
生物多様性に関する学習等の実施回数	未実施 （平 26）	12 回/年 （平 30）	維持	12 回/年 （令 7）
外来生物 駆除活動回数	未実施 （平 26）	2 回/年 （平 30）	増加	3 回/年 （令 7）

環境目標 3 快適で健やかに暮らせるまち

施策の基本方針

- ①生活環境の保全
- ②循環型社会の形成

① 生活環境の保全

● 施策の基本方向

日常生活や事業活動に伴って排出される汚染物質等から、空気、水、土等を安全に保つため、汚染物質の発生源となりうる工場や事業場における規制基準の遵守と排出対策の徹底を推進します。また、河川等公共用水域の汚濁の主要因が生活排水であることから、下水処理施設、合併処理浄化槽の普及率向上などの生活排水対策を推進します。

騒音、振動及び悪臭は、私たちの生活水準の向上とともに、生活環境の質的向上に対する要求が高くなり、これまで許容範囲として容認されていたものが、苦情となって現れてくる傾向にあります。事業者に対しては、法令に定められた規制基準の遵守徹底とともに、周辺の生活環境に配慮した事業活動を行うよう促します。

また、ペットのふん尿や鳴きごえ、テレビの音など、日常生活等に起因する苦情が増えています。これらの近隣騒音等の防止について、町民等への周知を図ります。

自動車利用の増加により、排出ガスによる大気汚染や騒音の発生など周辺環境への影響が懸念されます。那須高原では季節的に交通渋滞が発生しており、交通渋滞の緩和に向けた施策を推進するとともに、自動車による周辺環境への影響を低減するための対策を推進します。

化学物質は、その使用により便利な生活を送ることができる一方、人の健康や動植物の生息・生育に有害な作用を引き起こすものも存在します。町民や事業者に対し、化学物質の適正な使用と管理を促し、化学物質による環境汚染を防止します。

ペットの飼育マナーに関する苦情や、空き地・空き家の管理方法に関する苦情が増加していることから、従来の公害対策以外の近隣の生活環境の保全に関する対策についても推進します。

日常生活や事業活動におけるさまざまな公害を抑制し、安全安心で暮らしやすい生活環境を保全していくため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 大気環境の保全

- 県と連携し、ばい煙や粉じん、揮発性有機化合物などを排出する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等を推進します。
- 光化学スモッグ注意報等の情報を迅速に提供します。
- 野焼き行為防止の指導を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
公害対策事業	環境課
大気環境の監視	

2 水環境の保全

- 町内河川及び産業廃棄物処理施設周辺の水質について県と連携し、定期的な監視を行います。
- 畜産廃棄物処理施設整備に向けた各種補助事業を推進します。
- 公共下水道への接続及び浄化槽設置整備事業を推進します。
- 減化学肥料、減化学合成農薬に取り組む環境保全型農業を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
河川水質調査事業	環境課
産業廃棄物対策事業	
公害対策事業（再掲）	
環境保全型農業推進事業（再掲）	農林振興課
農業近代化資金事業	
那須町の川をきれいにする基金事業（再掲）	建設課
公共下水道整備事業	
地域下水処理施設管理業務	上下水道課
生活排水処理構想策定事業	
浄化槽設置整備事業	

3 土壌環境の保全

- 土砂等の埋立て等による汚染防止のため、条例に基づく指導を行います。
- 地下水などの分析調査を行い、県と連携して土壌・地下水汚染の防止を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
土砂等の埋立て等に係る許可・指導	環境課
公害対策事業（再掲）	

4 騒音・振動・悪臭の防止

- 騒音や振動、悪臭を発生する特定施設等について、法律や県条例等に基づき、規制基準の遵守の徹底を図ります。
- 畜産廃棄物処理施設整備に向けた各種補助事業を推進します。
- 家畜糞尿の適切な量の農地還元と処理体制の整備を指導します。

取り組むべき主な事業	関係課
公害対策事業（再掲）	環境課
農業近代化資金事業（再掲）	農林振興課
環境保全型農業推進事業（再掲）	

5 道路交通対策の推進

- 沿道の生活環境保全に向け、交通の円滑化に必要な町道の整備を推進します。
- 那須高原の渋滞緩和と観光客の周遊性向上、環境負荷の低減を図るため、パークアンドバスライド社会実験の結果を踏まえ、交通情報の提供等による渋滞対策を推進します。
- 那須町地域公共交通網形成計画に基づき、那須町にあった持続可能な公共交通システムを構築するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。
- アイドリングストップなどエコドライブ運動の普及啓発を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
町道改良事業・維持補修事業	建設課
那須高原渋滞対策事業	企画財政課
公共交通システム構築事業	ふるさと定住課

6 近隣の生活環境の保全

- ペットの飼い主に対するマナーの周知徹底、狂犬病予防対策及び野犬対策を図ります。
- 野焼き行為の防止により、悪臭発生の防止を図ります。
- 日常生活から発生する騒音や悪臭などの防止に向け、意識の啓発を図ります。
- 空き家の有効活用に関する取り組みの推進及び適切な管理が行われていない空き家への指導を行います。

取り組むべき主な事業	関係課
狂犬病予防及び畜犬登録事業	環境課
飼い犬及び飼い猫の避妊・去勢手術費補助事業	
環境保全対策事業（再掲）	
公害対策事業（再掲）	
空き家対策事業	ふるさと定住課

② 循環型社会の形成

● 施策の基本方向

私たちの社会経済活動における大量生産に基づく消費・廃棄は大きな課題であり、節約・再生する循環型社会の形成が必要です。限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）と資源としての再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R活動を推進するとともに、環境に配慮した廃棄物の適正処理や不法投棄対策を推進します。

廃棄物による環境への負荷を低減し、清潔で快適な生活環境を保全するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 ごみの減量・資源化の推進

- 循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則により、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の周知徹底を図ります。
- 那須町一般廃棄物処理基本計画及び那須町分別収集計画に基づき、資源の有効利用促進及びリサイクル対策を進め、ごみの減量化・資源化を推進します。
- 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法及び那須町分別収集計画に基づく分別の徹底を図ります。
- マイバッグ運動やもったいない運動を推進し、住民や事業者のごみ減量意識の普及啓発を図ります。
- 生ごみ処理機器の設置費補助金制度の活用により、生ごみの減量化や再生利用を促進します。
- 県及び県内全市町で行った「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」に基づき、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図ります。
- 廃食用油の回収による資源化を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
一般廃棄物処理事業者管理業務	環境課
指定ごみ袋制度事業	
ごみ減量化推進事業	
ごみ分別啓発事業	
循環型社会形成推進事業	
粗大ごみ回収事業	
廃プラスチック対策事業	
塵芥収集・処理事業	
環境保全対策事業（再掲）	
生ごみ処理機器設置費補助事業	
廃食用油リサイクル事業	

2 ごみの適正な処理

- 不法投棄防止のためのパトロールを継続するとともに、監視体制の充実を図ります。
- 町民との協働による環境美化活動を推進するとともに、那須町空き缶等のポイ捨て及び散乱防止に関する条例等の周知徹底を図り、環境マナーの啓発に努めます。
- 産業廃棄物処理施設に対する適正管理の確保を図るため、関係機関と連携を図りながら監視を強化します。
- 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の収集体制の効率化を促進するため、収集・運搬体制の整備を推進します。
- 公共下水道汚泥の適正処理を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
不法投棄対策監視事業	環境課
環境保全対策事業（再掲）	
産業廃棄物対策事業	
広域ごみ処理事業	
下水道汚泥処理事業	上下水道課

環境目標 3 「快適で健やかに暮らせるまち」の指標

指 標	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）
公共用水域環境基準（BOD）達成状況	98.3 % （平 26）	98.38 % （平 30）	増加	100 % （令 7）
生活排水処理人口普及率	66.5 % （平 26）	72.2 % （平 30）	増加	79.8 % （令 7）
ごみの総排出量（年間）	10,870 t /年 （平 26）	10,640 t /年 （平 30）	減少	10,346 t /年 （令 7）
一般廃棄物の再生利用率	13.8 % （平 25）	12.6 % （平 30）	増加	17.0 % （令 7）
狂犬病予防接種率	63.5 % （平 30）	63.5 % （平 30）	増加	68.1 % （令 7）
空き家バンク新規登録物件数（累計）	11 戸 （平 30）	11 戸 （平 30）	維持	60 戸 （令 7）

環境目標 4 放射能の影響のない安全安心なまち

施策の基本方針

① 放射能対策の推進

① 放射能対策の推進

● 施策の基本方向

放射線量等の定期的な測定と情報発信、健康診査の実施などにより放射能に対する町民の不安解消を図り、安心して暮らせる生活環境を確保するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 安全安心の確保

- 空間、水、農作物等の放射能モニタリングを実施し、監視に努めます。
- 町民への放射線量測定器の貸し出しを継続します。
- 甲状腺エコー検査及び尿・母乳検査費用の助成により、放射能による健康不安の払しょくに努めます。
- 国・県と連携し、情報の提供を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
空間放射線量の測定実施	環境課
食物等の放射性物質の測定実施	
簡易放射線量測定器の貸出しの実施	
放射能健康診査事業	保健福祉課
水道水の放射性物質の測定実施	上下水道課

2 放射能廃棄物等の集約

- 放射性物質を含む廃棄物等の集約について、国・県と連携して進めます。

取り組むべき主な事業	関係課
集約場の設置	環境課
集約までの適正な保管物の管理	

環境目標 4 「放射能の影響のない安全安心なまち」の指標

指 標	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）
放射線量低減対策特別緊急事業 戸建て住宅等除染実施件数（国除染）（低線量含む）	6,856 戸 （平 26）	12,341 戸 （平 28） 〔内 低線量〕 3,146 戸	終了	12,000 戸 （平 28）
住宅等放射線量低減化支援金 補助件数（町除染）	2,138 戸 （平 26）	4,027 戸 （平 28）	終了	4,000 戸 （平 28）
町内 30 カ所の空間放射線量測定で国が定める除染の長期的目標値（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）未満を達成した割合	70.0 % （平 26）	100.0 % （平 28）	終了	100 % （令 7）



食物等の放射性物質測定

環境目標 5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

施策の基本方針

- ①地球温暖化対策の推進
- ②省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用

① 地球温暖化対策の推進

● 施策の基本方向

地球温暖化は、その影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。人類の生活と地球生態系を未来にわたって維持するためには、社会経済システムの抜本的な変革や人々の意識、価値観の転換を伴った温室効果ガスの排出削減を全世界的な取り組みとして積み重ねていく必要があります。

そのため、令和 2 年に国では 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、町においても 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

また、地球温暖化が進むことにより、気候変動の影響が大きくなることが考えられますので、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）についても取り組むことが重要となります。

今後、脱炭素社会の実現を図るため、全国的に温室効果ガス排出削減に向けた施策が推進されることから、本町においても、町民、事業者、町が一体となって温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。また、森林は、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収源であることから、森林の適切な維持管理の実施のため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 温室効果ガス排出量削減対策の推進

- 2050 年までに脱炭素社会を実現する「ゼロカーボンシティ」について、国、県と連携して研究・検討を図ります。
- 県が設置する栃木県気候変動適応センターと協力し、気候変動の影響や適応に関する情報の周知啓発に努めます。
- 那須町役場地球温暖化防止実行計画に基づき、町施設から排出する温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- 日常生活や事業活動における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みについて普及啓発を図ります。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- 公用車への低公害車や低燃費車の導入を推進します。
- アイドリングストップなどのエコドライブ運動の普及啓発を図ります。
- 那須町森林整備計画に基づき、適正な森林の整備・管理を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
地球温暖化対策事業	環境課
那須町役場地球温暖化防止実行計画事業	
公用車管理事業	総務課
生活バス路線維持事業	ふるさと定住課
町民バス運行事業	
公共交通システム構築事業（再掲）	
那須高原渋滞対策事業（再掲）	企画財政課
森林環境整備事業（再掲）	農林振興課
森林整備地域活動支援事業（再掲）	
とちぎの元気な森づくり県民税事業（再掲）	
那須町の森を育む基金事業（再掲）	

② 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用

● 施策の基本方向

化石燃料によるエネルギー消費は、温室効果ガスを排出するとともに、限りある資源の枯渇につながります。環境に配慮したエコライフの浸透や省エネルギー商品の普及により意識は向上しており、今後も省エネルギーに向けた取り組みを推進します。

環境保全に効果の高い太陽光、間伐材や家畜排泄物、生ごみ等のバイオマス、水力、温泉排熱等、本町の特性に適した再生可能エネルギーの活用を多角的に調査・研究し、地域循環型社会の構築を推進します。

大規模な太陽光発電設備（メガソーラー）の開発については、国が進める施策ですが、自然破壊につながることも考えられるため、メガソーラーの開発事業者に対し、太陽光発電設備設置条例に基づき、本町の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境と調和の図られた事業を実施するよう指導等を行います。

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用に向け、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 省エネルギーの推進

- 省資源、省エネルギーの普及啓発を行います。
- 公共施設等におけるエネルギー効率の高い設備、機器の導入を促進します。
- 省エネ型の防犯灯や街路灯の設置を促進します。
- 公共施設における省資源・省エネルギーを推進するとともに、物品等の購入、調達にあたっては、グリーン購入^{※4}を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
地球温暖化対策事業（再掲）	環境課
庁舎管理事務	総務課
防犯灯設置費補助事業	
商店街街路灯設置事業	観光商工課

※4 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2 再生可能エネルギーの活用

- 那須町地域エネルギービジョンと那須町バイオマス活用推進計画を統合した新たな計画を策定し、本町の特性に適した再生可能エネルギーの活用を多角的に調査・研究し、地域循環型社会の構築を推進します。
- 地球温暖化対策として再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、太陽光発電については、「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき自然環境との調和を図ります。

取り組むべき主な事業	関係課
地域エネルギー活用推進事業	環境課
地球温暖化対策事業（再掲）	
太陽光発電設備設置事業許可事務（再掲）	

環境目標 5 「環境への負荷が少なく地球にやさしいまち」の指標

指 標	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）
那須町役場 二酸化炭素排出量	1,882 t-CO2/年 (平 26)	1,882 t-CO2/年 (平 26)	減少	1,788 t-CO2/年 (令 7)
地球温暖化対策に 関する啓発回数	2 回/年 (平 30)	2 回/年 (平 30)	増加	4 回以上/年 (令 7)

環境目標 6 みんなが環境を大切にすまち

施策の基本方針

- ①環境教育・環境学習の推進
- ②環境保全活動の推進
- ③環境情報の発信とネットワークの構築

① 環境教育・環境学習の推進

● 施策の基本方向

那須町の豊かな自然環境を保全していくため、各世代の人々に環境について学ぶ機会を提供するとともに、実際に体験できる学習の場を提供します。また、観光客を対象とした体験型プログラムを関係者と連携して促進していきます。

環境保全への意識向上を図るため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 学校での学習機会の充実

- 学校ごとに、児童生徒の発達段階に応じた環境学習を推進します。
- 学校行事の中に自然体験や環境保護に関する活動等を取り入れ、自然の大切さを学ぶ取り組みを推進します。
- 学校や保護者、地域の人々の協働により、地域の環境資源を生かした環境学習を推進します。
- 那須平成の森フィールドセンター等と連携した環境学習を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
自然に親しむ事業	学校教育課
環境保護に関する学習推進事業	

2 環境学習の場の提供と充実

- 「那須町生涯学習推進基本計画」に基づき、町民が環境について学習する機会を確保するとともに、情報提供を行います。
- 環境の日を含む6月を環境月間として、環境保全の推進運動を行います。
- 体験型環境学習・自然観察会による環境保全意識の向上を図ります。
- 地域固有の魅力を生かしたエコツーリズム※5を推進します。

取り組むべき主な事業	関係課
環境保全対策事業（再掲）	環境課
食のツーリズム推進事業（再掲）	観光商工課
自然公園等施設整備事業（再掲）	
生涯学習推進事業	生涯学習課
水に親しむ事業	

※5 エコツーリズム：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

② 環境保全活動の推進

● 施策の基本方向

町民や事業者、滞在者と協働で実施している環境美化町民運動や自然公園クリーンデーキャンペーン等の既存の環境保全活動を継続して推進します。また、各種団体の活動や観光客等が参加する活動の情報を発信し積極的な協力を促すため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 環境保全活動の推進

- 町民や事業者が自主的に行う環境保全活動を推進します。
- 環境保全団体等の情報を町民や事業者、滞在者に提供し、環境活動への参加協力を促します。

取り組むべき主な事業	関係課
地域づくり活動支援事業	企画財政課
環境保全対策事業（再掲）	環境課
道路河川愛護団体支援事業	建設課
那須町の川をきれいにする基金事業（再掲）	
自然公園美化推進事業	観光商工課
環境保全型農業推進事業（再掲）	農林振興課
環境教育事業	学校教育課

③ 環境情報の発信とネットワークの構築

● 施策の基本方向

環境に対する意識を高め、積極的な環境保全への取り組みを推進するため、那須町、栃木県及び国が実施している各種環境調査結果や環境情報を、町の広報紙やホームページ等を活用し公開します。

また、NPO 等の民間団体は、地域における環境保全活動の実践者としてだけでなく、地域への情報発信を行い、環境保全活動に取り組む団体間の連携を図るネットワークを拡大する役割も期待されていることから、環境情報を共有し、環境保全に取り組む各種団体等の活動を支援し、効果的に推進するため、次の基本施策を推進します。

● 町の基本施策

1 環境情報の発信とネットワークの構築	
○インターネットや広報紙を活用し環境に関する情報を発信します。	
○那須町の環境状況や環境基本計画の進捗状況を公表します。	
○環境保全活動を実施している団体や NPO のネットワークを構築します。	
取り組むべき主な事業	関係課
広報・広聴推進事業	総務課
地域連携事業	企画財政課
NPO 法人認証事業	
環境保全対策事業（再掲）	環境課

環境目標 6 「みんなが環境を大切にすまち」の指標

指 標	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）
環境学習等の実施回数	7 回/年 （平 26）	13 回/年 （平 30）	増加	15 回/年 （令 7）
環境美化町民運動参加人数	4,993 人/年 （平 26）	4,365 人/年 （平 30）	増加	4,500 人/年 （令 7）
道路愛護作業参加人数	12,671 人/年 （平 30）	12,671 人/年 （平 30）	維持	12,600 人/年 （令 7）

第6章 環境目標達成のために

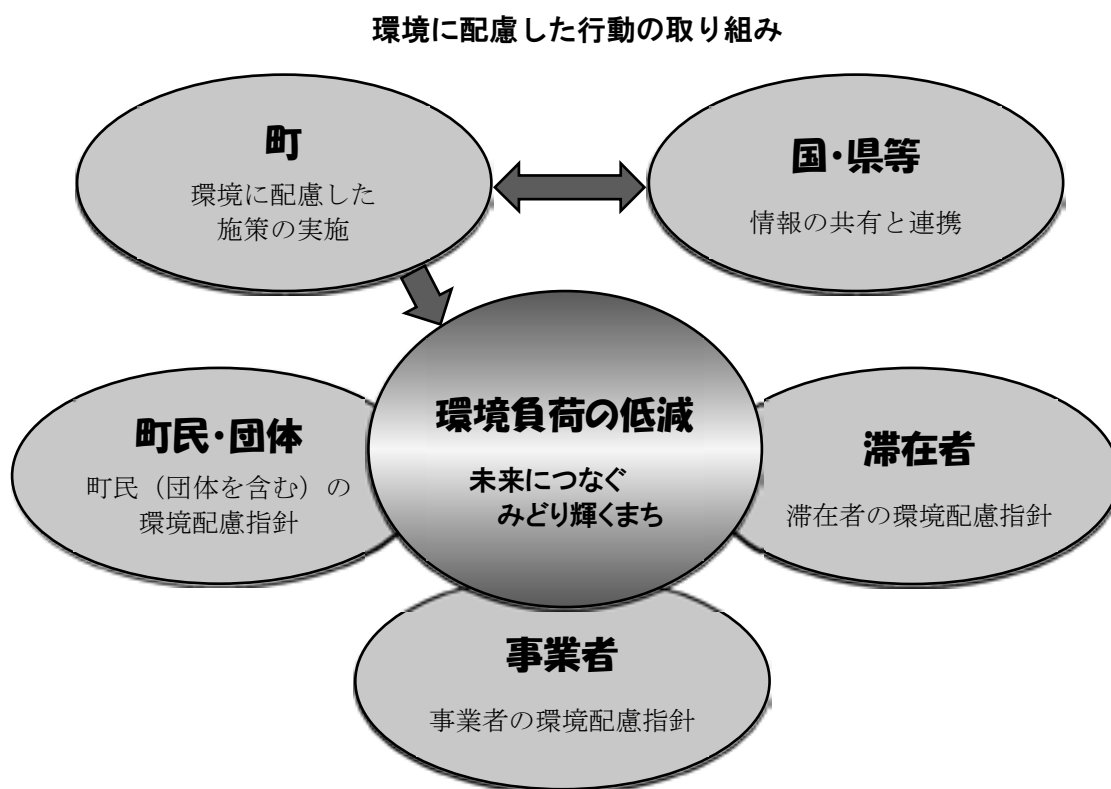
第6章 環境目標達成のために

1 環境配慮指針の目的

環境を保全し、将来の世代に継承していくためには、町民（団体を含む）・事業者・滞在者のそれぞれが自ら環境に配慮していくことが必要です。そのため、環境負荷の低減に向けた行動の指針として環境配慮指針を示します。

環境配慮指針は、環境への負荷低減に向けた行動の例を示したもので、これらを参考に各主体による自主的な取り組みを推進するものです。

町民・事業者・滞在者・町が環境基本計画に掲げる環境目標の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮した行動に取り組んでいきます。



2 町及び主体別環境配慮指針

○町の環境配慮指針

本計画に定める将来像を実現するため、町は町民、事業者、滞在者と連携して第5章に掲げた施策に取り組むとともに、国、県などの関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、環境保全に資する事業に必要な予算を確保し、環境負荷の低減に向けた取り組みを積極的に行います。

町も一事業者として、事業者の環境配慮指針や那須町役場地球温暖化防止実行計画に基づき、率先して環境に配慮した取り組みを推進していきます。

○町民（団体を含む）の環境配慮指針

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常の生活に伴って生じる環境への負荷が大きな原因となっています。私たちが暮らす町や地球の環境を保全していくため、町民一人ひとりが自らの生活を振り返り、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することで、環境基本計画の目標達成を目指します。

環境目標1 豊かな自然と共生するまち

- ◆地元産木材や間伐材の利活用に努めます。
- ◆所有する森林や農地の適切な維持管理に努めます。
- ◆農林畜産物の地産地消に取り組みます。
- ◆地域で行われる里山の保全や維持管理活動に参加します。
- ◆街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動に参加します。
- ◆ごみのポイ捨てをしない等、ルールやマナーを守ります。
- ◆豊かな自然環境の中で育まれてきた地域の郷土芸能や伝統行事に参加・協力し、歴史文化の保全と継承に努めます。

環境目標2 生物多様性を育むまち

- ◆身近な自然と野生動植物に関心を持ち、保護に努めます。
- ◆自然が保全されている場所への、むやみな立ち入りや車の乗り入れは行いません。
- ◆希少な野生動植物の採取や捕獲は行いません。
- ◆外来生物をむやみに持ち込んだり、捨てたりはしません。
- ◆地域で行われる外来種の駆除対策に参加します。

環境目標3 快適で健やかに暮らせるまち

①生活環境の保全

- ◆家庭でのごみの野焼きは行いません。
- ◆油や調理くずを排水口から流さないようにします。
- ◆環境にやさしい洗剤の使用を心がけるとともに、適切な量を使用します。
- ◆公共下水道への早期接続や浄化槽の利用及び適切な維持管理を進め、生活排水の適正な処理に努めます。
- ◆家庭菜園やガーデニングでは、化学肥料や農薬の使用削減に努めます。
- ◆化学物質に対する正しい理解と、適正な製品の購入・使用・廃棄に努めます。
- ◆燃料などの危険物等の適正管理を徹底します。
- ◆低公害車（ハイブリッド車、電気自動車等）の利用に努め、アイドリングストップなど環境にやさしい運転を心がけます。
- ◆公共交通機関の利用を心がけ、近い場所へは自転車や徒歩で移動します。
- ◆自家用車は、騒音や黒煙などを出さないよう適切に整備します。
- ◆騒音・振動・悪臭等を抑制し、近隣への配慮ある生活を心がけます。
- ◆ペットは適切に飼育管理し、周囲に迷惑をかけないようにします。

②循環型社会の形成

- ◆必要なものだけを購入し、できる限り長く使用できるものを選びます。
- ◆使い捨て商品の購入は控え、繰り返し使える容器（リターナブル容器）に入った商品や詰め替え製品を使用します。
- ◆過剰包装は断ります。
- ◆マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
- ◆環境にやさしいリサイクル製品や、エコマーク製品の購入を心がけます。
- ◆生ごみや植栽の落ち葉などを堆肥化し、有効に活用します。
- ◆廃食用油の回収に協力します。
- ◆フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用し、再使用に努めます。
- ◆地域での資源物の集団回収や販売店の店頭回収に協力します。
- ◆ごみは決められた方法で分別し、決められた日時、場所に出します。
- ◆家電製品、自動車やパソコン等は、各製品の廃棄に関する法律やルールに基づき適切に廃棄します。
- ◆ごみのポイ捨てや不法投棄を行いません。
- ◆不法投棄等を発見した場合には、速やかに町や警察に通報する等、早期発見、早期対応に協力します。

環境目標4 放射能の影響のない安全安心なまち

- ◆町が実施する放射能対策に協力します。
- ◆町が実施する放射線量測定器の貸出しや食品の放射能検査、ホールボディカウンタによる検査などを有効に活用します。
- ◆国や県、町などから提供される放射能に関する情報の収集を心がけます。

環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

- ◆使っていない照明は、こまめに消します。
- ◆長時間使用しない電気製品は、主電源を切るか、電源プラグを抜きます。
- ◆エアコン等冷暖房機器の設定温度は控えめ（目安：冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定します。
- ◆ブラインドやカーテン、すだれ等を利用し、冷暖房効果を上げます。
- ◆冷蔵庫は、壁から適切な間隔で設置し、季節に応じて設定温度を調節します。
- ◆冷蔵庫に物を詰めすぎないようにします。
- ◆温水洗浄便座は、使用後に蓋を閉め、季節に応じた温度調節をします。
- ◆新たに電気、ガス、石油機器を購入する場合には、省エネルギー性能の高い機器を選びます。
- ◆照明の交換時には LED 型に切り替えます。
- ◆水道を使用する際は、蛇口をこまめに閉めるなど、節水に心掛けます。
- ◆風呂の残り湯を洗濯などに利用します。

- ◆雨水を溜めて、水やりや打ち水に利用します。
- ◆フードマイレージ※6を考え農林産物の地産地消に取り組みます。
- ◆低公害車（ハイブリッド車、電気自動車等）の利用に努め、アイドリングストップなど環境にやさしい運転を心がけます。（再掲）
- ◆公共交通機関の利用を心がけ、近い場所へは自転車や徒歩で移動します。（再掲）
- ◆家庭での電気・ガス・灯油・ガソリンなどの使用量を定期的に確認し、省エネルギーについて考えます。
- ◆太陽光発電システムや太陽熱温水器など、再生可能エネルギーの活用に努めます。

※6 フードマイレージ：食品の輸送距離が長くなると輸送に必要な燃料が多くなり、二酸化炭素の排出など環境にかかる負担も増大していくことから、食料の輸入が地球環境に与える負荷を把握するために考え出された、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。

環境目標6 みんなが環境を大切にすま

- ◆身近な自然や歴史・文化に関心をもち、学ぶように心がけます。
- ◆地域での体験学習やエコツアーの取り組みに協力します。
- ◆環境保全活動や地域の美化活動に参加します。
- ◆自然観察会や環境教育・環境学習に参加します。
- ◆環境に関する情報を知り、地域の環境状況や環境保全への理解と協力に努めます。



親子ふれあい川体験

○事業者の環境配慮指針

経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みは、環境の保全と創造の推進にとって特に重要となります。事業者は、地域社会の一員として、自らの事業活動における環境への負荷低減に向け、自主的な取り組みを推進し、環境基本計画の目標達成を目指します。

環境目標1 豊かな自然と共生するまち

- ◆地元産木材や間伐材の利活用に努めます。
- ◆事業所の建設に際しては、自然環境や周辺の景観に配慮します。
- ◆敷地内や事業所周辺の緑化に努めます。
- ◆所有する土地の草刈りや清掃など、適切な維持管理に努めます。
- ◆農地や用水等の良好な環境の保全に努めます。
- ◆地域で行われる里山の保全や維持管理活動に参加します。
- ◆地域の農産物を利用するなど、農林畜産物の地産地消に努めます。

環境目標2 生物多様性を育むまち

- ◆開発や事業地の整備に際しては、希少動植物の生息・生育地域に配慮します。
- ◆地域で行われる外来種の駆除対策に参加します。

環境目標3 快適で健やかに暮らせるまち

①生活環境の保全

- ◆設備の管理を適正に行い、規制基準を遵守するだけでなく、さらなる環境負荷低減に取り組みます。
- ◆事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を未然に防止するため、事前に対策を行います。
- ◆生産工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する自主的な管理目標を設定するとともに、定期的に測定調査を行う等、適正管理に努めます。
- ◆ごみの野焼きは行いません。
- ◆ごみの分別を行い、燃えるごみを減らします。
- ◆公共下水道への早期接続や浄化槽の適切な維持管理を行い、事業所からの排水を適正に処理します。
- ◆飲食店や宿泊施設の厨房では、油や調理くずなど流さないようにします。
- ◆有害物質や危険物の適切な管理を徹底します。
- ◆雨水や再生水の利用に努めます。
- ◆雨水貯留施設や雨水浸透施設の導入を図り、適正な水循環の確保に努めます。
- ◆化学肥料や農薬の使用を削減し、環境にやさしい農業に努めます。
- ◆自動車の購入、入れ替え時には、低公害車（ハイブリッド自動車や電気自動車等）を選ぶように努めるとともに、自動車の適正整備に努めます。

- ◆駐停車時におけるアイドリングストップの推進、エコドライブの実施等に積極的に取り組むように努めます。
- ◆近隣に対し騒音、振動、悪臭等で迷惑をかけないよう配慮します。
- ◆工場や事業場から排出される化学物質が周辺に与えている状況を把握するとともに、環境リスクの低減に努めます。
- ◆化学物質の管理に関する内容を定めた自主管理マニュアルを作成し、適正に管理します。

②循環型社会の形成

- ◆詰め替え製品やリサイクル製品の利用等、廃棄物の発生抑制に努めます。
- ◆ごみの分別を行い、資源の有効活用に努めます。
- ◆使い捨て製品の製造販売、過剰包装を抑制し、長期間使用できる製品の製造販売に努めます。
- ◆レジ袋等の使用抑制を目指し、マイバッグ持参に向けた取り組みを推進します。
- ◆生ごみや植栽の落ち葉等の堆肥化等を行い有効活用に努めます。
- ◆再生紙の使用、両面コピー、裏紙の利用等により紙類の使用量を削減します。
- ◆各種リサイクル法に従い、廃棄物の適切な処理を図ります。
- ◆マニフェスト制度^{※7}に基づく産業廃棄物の適正処理を徹底します。

※7 マニフェスト制度：産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で定められた制度。マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄を未然に防ぐ。

環境目標4 放射能の影響のない安全安心なまち

- ◆国や県、町などが実施する放射能対策に協力します。
- ◆食の安全に配慮し、国や県などが行う食品等の出荷制限に対応します。

環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

- ◆使っていない照明は、こまめに消し、長時間使用しない電気製品は、主電源を切るか、電源プラグを抜きます。
- ◆ブラインドやカーテン等を利用し、冷暖房効果を上げます。
- ◆地産地消の取り組みに協力します。
- ◆水道を使用する際は、蛇口をこまめに閉めるなど、節水に心掛けます。
- ◆コージェネレーションシステム^{※8}、高効率機器の使用により省エネルギーを推進します。
- ◆工場の排熱や太陽光、太陽熱を利用するなど、再生可能エネルギーの利活用に努めます。
- ◆環境マネジメントシステム^{※9}の導入により環境負荷の低減を図ります。
- ◆環境関連の技術や製品の開発に努めます。

- ※8 コージェネレーションシステム：電気と熱を同時に発生させる熱電供給システム。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガスなどの熱を給湯や冷暖房のほか、工場の熱源などに用いる。
- ※9 環境マネジメントシステム：企業などが、経営や運営を通じて環境保全に取り組むにあたって、環境方針や目標などを自ら設定し、これらの達成を目指して取り組む一連の流れのことを環境管理といい、事業所や工場などで環境管理を実施していくための制度や仕組み。

環境目標6 みんなが環境を大切にするまち

- ◆社内における環境教育・環境学習に努めます。
- ◆環境に関する知識や技術を提供するなど、地域の環境教育・環境学習に協力します。
- ◆社員のボランティア活動等を推奨するとともに、積極的に活動する社員の支援に努めます。
- ◆地域で行われる環境保全活動等に積極的に参加します。



黒田原地区から望む那須連山

○滞在者の環境配慮指針

本町の環境を保全していくためには、町民や事業者だけでなく、観光客などの滞在者の行動も大切となります。このことから、滞在者の皆さんにも、本町滞在時における環境への負荷低減に向けた自主的な取り組みが期待されます。

環境目標1 豊かな自然と共生するまち

- ◆たばこやごみのポイ捨ては行いません。
- ◆自然環境の保全活動に参加します。

環境目標2 生物多様性を育むまち

- ◆自然が保全されている場所への、むやみな立ち入りや車の乗り入れは行いません。
- ◆希少な野生動植物の採取や捕獲は行いません。
- ◆サル、シカ、イノシシなどの野生の動物にエサを与えません。

環境目標3 快適で健やかに暮らせるまち

- ◆滞在による騒音の発生防止に努めます。
- ◆公共交通機関や自転車の利用を心がけます。
- ◆自動車の運転では、急発進や急加速をせず、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけます。
- ◆ごみの分別を行い、リサイクルに協力します。
- ◆土産物などの過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制に協力します。

環境目標5 環境への負荷が少なく地球にやさしいまち

- ◆使っていない照明は、こまめに消します。
- ◆エアコン等の設定温度は控えめ（目安：冷房時 28℃、暖房時 20℃）にします。
- ◆水道を使用するときは、蛇口をこまめに閉めるなど、節水に心がけます。

環境目標6 みんなが環境を大切にするまち

- ◆外来種等の駆除対策や自然環境保全活動に参加します。
- ◆自然観察会や体験型環境学習に参加します。
- ◆地産地消の取り組みに協力します。
- ◆環境に関する情報を知り、地域の環境状況や環境保全への理解と協力に努めます。

第 7 章 計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進

那須町環境基本計画の各種施策を効率的に推進していくため、町民・事業者・滞在者・町のそれぞれが連携し、協働により環境保全に関する取り組みを総合的・計画的に推進していく体制を進めていきます。

①推進体制

○那須町環境審議会

環境審議会は、計画の進捗状況を点検評価するとともに、意見や提言を行います。

○庁内の推進体制

本町の環境施策の総合的な調整や計画の適正な進行管理を円滑かつ効果的に推進するため、関係各課等の連携のもとに計画を推進します。

②町民・事業者・町のパートナーシップ

環境問題を効果的に解決していくためには、町民・事業者・町が環境基本計画の担い手として互いに連携しながら、積極的に参画することが必要です。

また、環境に関する町民・事業者の自主的な活動を支援するために、環境情報の共有や活動の場を提供し、必要な措置を講じます。

③環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進

環境保全に取り組むためには、町域の環境の現状及び広域的な環境に関する情報を町民・事業者・町が共有することが重要です。環境基本計画を推進し、本町が有する豊かな環境を将来に継承していくため、町は環境に関する情報の収集、分析及び提供方法の検討・整備に努め、町広報紙やホームページを通じ広く町民及び事業者への情報提供・発信に努めます。

地域の環境に関する調査・研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確にとらえ、複雑かつ多様化、広域化する環境問題に対処するための基礎となるものです。県や関係機関などとの連携を図り、環境に関する調査・研究に努めます。

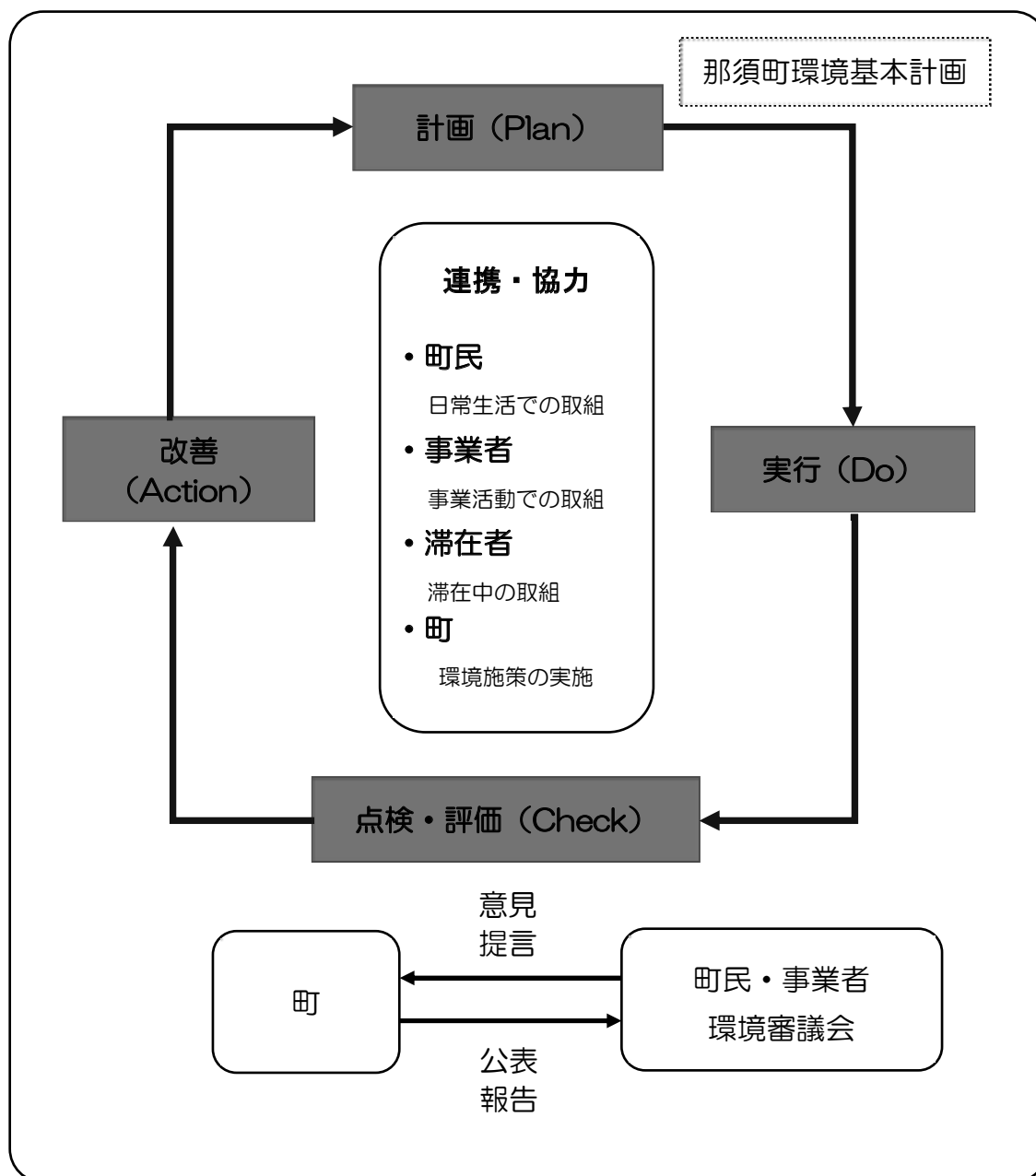
④国・県及び近隣自治体との連携・協力

環境に関する問題は、複雑かつ多様化し、広域化しています。環境保全を進めていく上で、本町だけで対応できないものや、広域的に取り組むを行うことで高い効果が期待できるものについては、国・県及び近隣自治体と連携し推進していきます。

2 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCAサイクルにより進行管理を行います。

本町の環境の状況や計画に基づく施策の進捗状況、指標の達成状況を把握し、点検評価を行い、町民・事業者に町の広報紙やホームページなどにより公表していきます。



資 料 編

1 那須町環境基本条例

平成 23 年 9 月 13 日

条例第 16 条

私たちの郷土那須町は、雄大な那須連山とそのふもとに広がる高原や温泉郷、そして八溝の山並みに続く里山や田園など、豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然の中での悠久の営みにより、歴史や文化、人間性豊かな地域社会が築かれてきました。

健全で恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が地球という大きな枠の中で密接に関わり合い、微妙な均衡のもとに保たれて、すべての生き物にとってかけがえのないものであり、私たちは、その環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

しかしながら、社会経済の発展は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、その結果、環境の持つ復元能力を超え、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっていきます。

私たち一人ひとりがこれまでの生活を省みて、その生活様式を見直していくことにより、持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に誇ることができる環境をつくりあげていかなければなりません。

ここに私たちは、自主的、積極的に良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに通勤、通学及び旅行等で町内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(4) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

(1) 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していくこと。

(2) 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していくこと。

(3) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築すること。

(4) 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的に取り組むこと。

(5) 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めるものとする。

（町民の責務）

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動について環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（滞在者の責務）

第7条 滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人と自然とが共生する自然環境の保全
- (2) 生き物の生息及び生育に配慮した生物多様性の保全
- (3) 公害の防止及び生活環境の保全
- (4) 良好な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するため、那須町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、那須町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為及びその他の環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第12条 町は、町民又は事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 町は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び滞在者が理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 14 条 町は、町民、事業者及び滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に
行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する
活動が町の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 町は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利
利益の保護に配慮しつつこれを町民等へ適切に提供するように努めなければならない。

(監視等の体制整備)

第 16 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実
施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第 17 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び滞在
者の意見を反映するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、那須町環境審議会
（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する重要な施策に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め
る。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(那須町環境審議会条例の廃止)

2 那須町環境審議会条例（昭和 47 年条例第 9 号）は、廃止する。

2 計画策定の経過等

(1) 計画策定経過

令和元年 8月 1日	第1回那須町環境基本計画検討委員会開催
令和元年 8月 5日	第1回那須町環境基本計画検討幹事会開催
令和元年10月 7日 ～ 11月 8日	町民・事業所意識調査実施
令和元年12月13日	第2回那須町環境基本計画検討委員会幹事会開催
令和2年 1月 6日	第2回那須町環境基本計画検討委員会開催
令和2年 1月31日	那須町環境審議会開催
令和2年 3月16日	那須町環境基本計画改訂版（素案）策定
令和2年 5月 1日 ～ 6月 1日	那須町環境基本計画改訂版（素案）に対するパブリックコメント実施
令和2年 7月	那須町環境審議会書面開催
令和2年 8月	第3回那須町環境基本計画検討委員会幹事会書面開催
令和2年 9月 1日	第3回那須町環境基本計画検討委員会開催
令和2年10月15日	議員全員協議会開催
令和2年11月 6日	庁議
令和2年11月27日	議会議案上程（11月27日可決）

(2) 那須町環境審議会

区 分	氏 名	備 考
学識経験を 有する者	青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部 教授
	鈴木 友実	那須町自治会連合会 会長
	熊田 敬造	那須野農業協同組合 那須営農経済センター課長
	薄井 正明	那須町商工会 会長
	廣川 琢哉	一般社団法人那須町観光協会 会長
	三森 康雄	那須町森林組合 組合長
	平山 仁一	那珂川北部漁業協同組合 理事
	大平 康市	那須町土地改良区 理事長
	津久井理恵	さわやかネットワーク那須 会長
	石井 直子	なす町消費者友の会 会長
	真山 高士	特定非営利活動法人那須高原自然学校 事務局長

関係行政機関	水崎 進介	環境省関東地方環境事務所 那須自然保護官事務所 首席自然保護官
	手塚 有久	栃木県北環境森林事務所 環境部長
	小貫 敏江	栃木県那須農業振興事務所 次長兼企画振興部長
	高山 誠	栃木県大田原土木事務所 次長兼企画調査部長

(3) 那須町環境基本計画検討委員会

職 名	所 属	
委 員 長	副町長	
副委員長	教育長	
委 員	総務課長	ふるさと定住課長
	税務課長	観光商工課長
	企画財政課長	会計課長
	住民生活課長	上下水道課長
	保健福祉課長	学校教育課長
	こども未来課長	生涯学習課長
	農林振興課長	議会事務局長
	建設課長	環境課長



3 町民意識調査

(1) 調査の概要

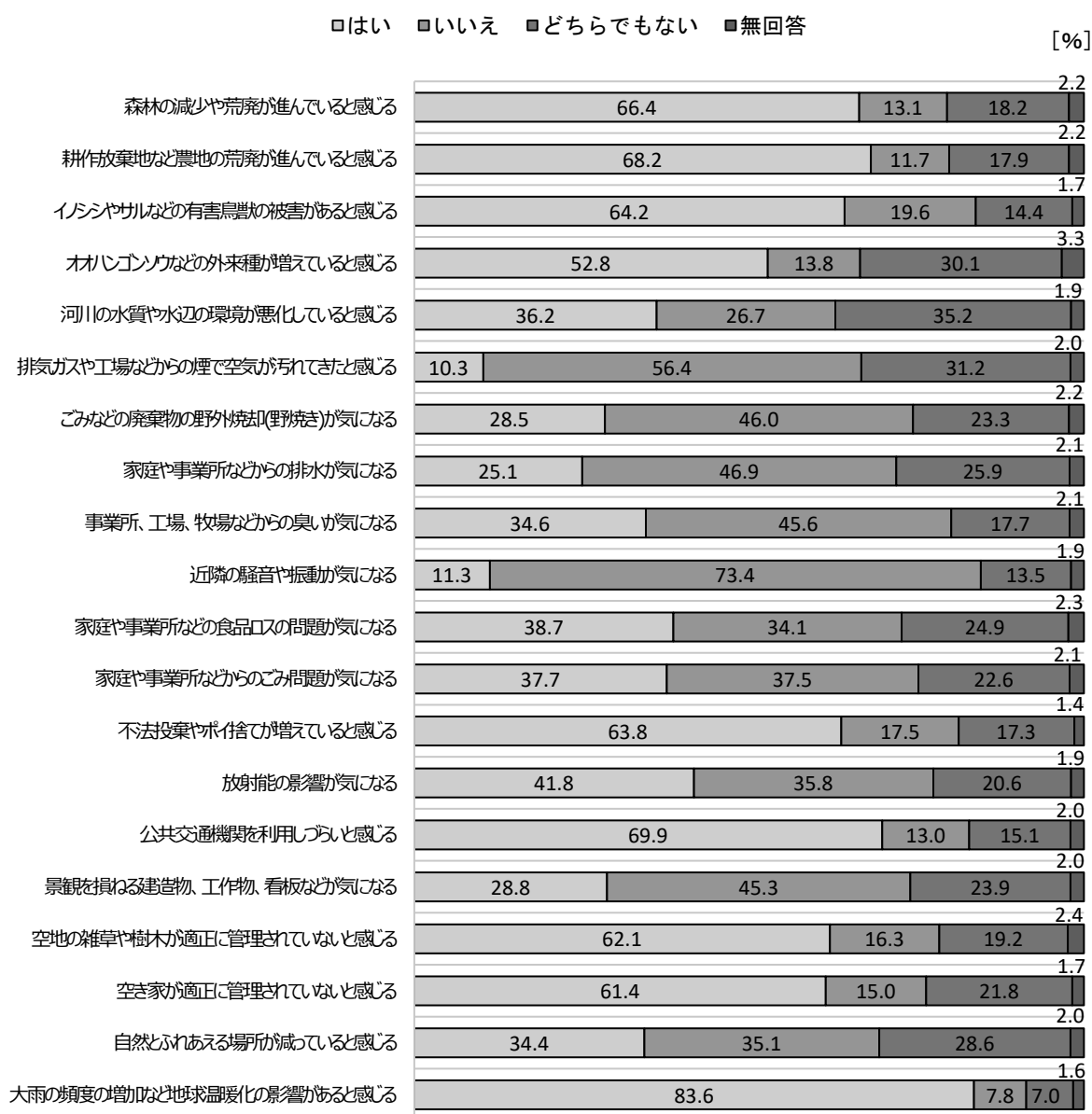
方法：アンケート調査、郵送配布、郵送回収

期間：令和元年10月7日～11月8日

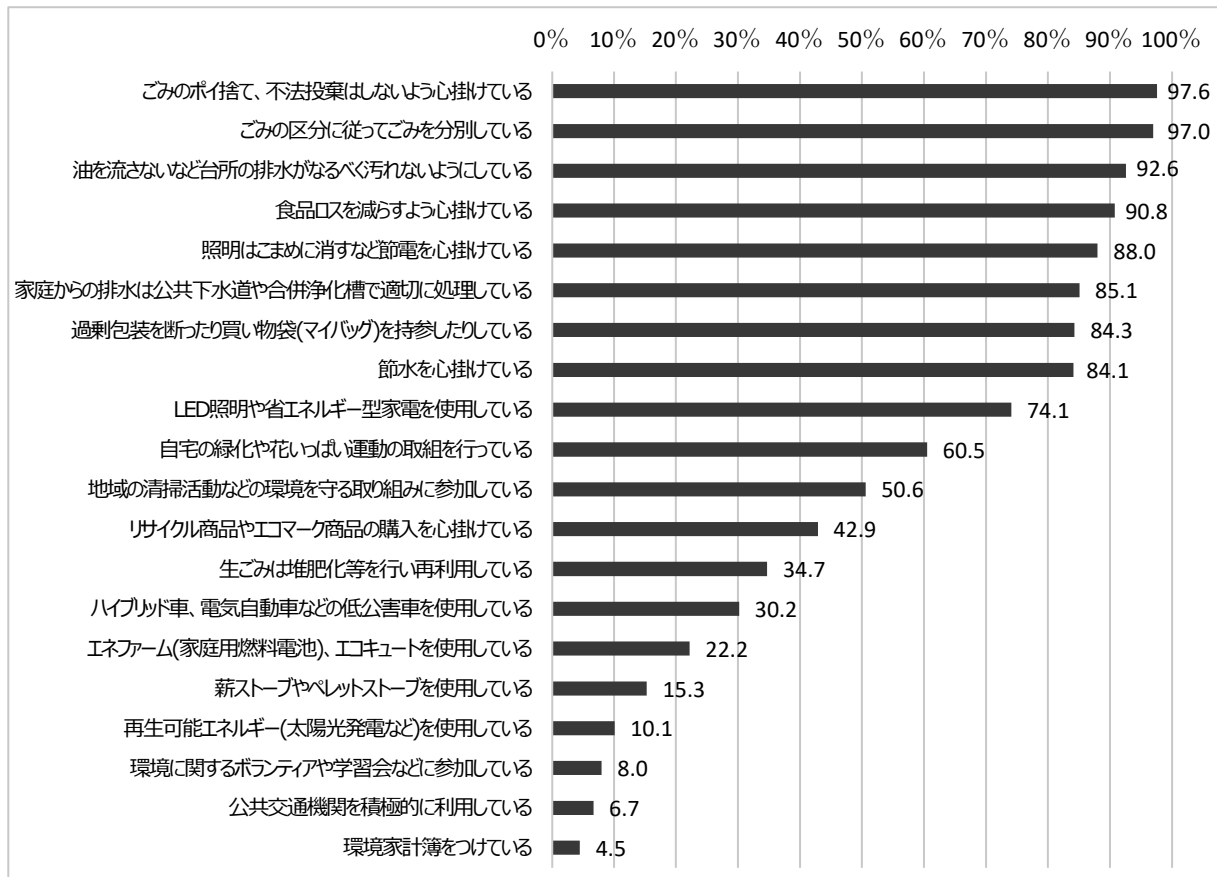
対象：町内4地域ごとに無作為抽出した20歳以上の住民2000人

回収率：43.1%

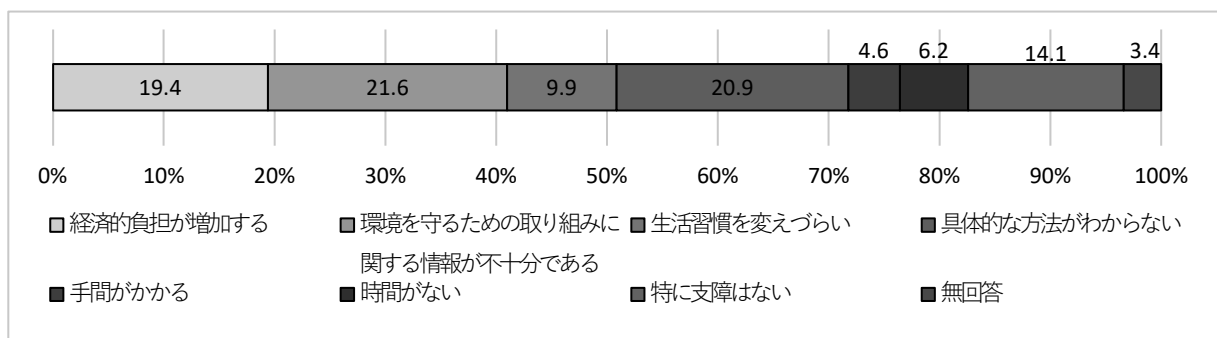
(2) 「那須町の環境の現状についてお伺いします」への回答



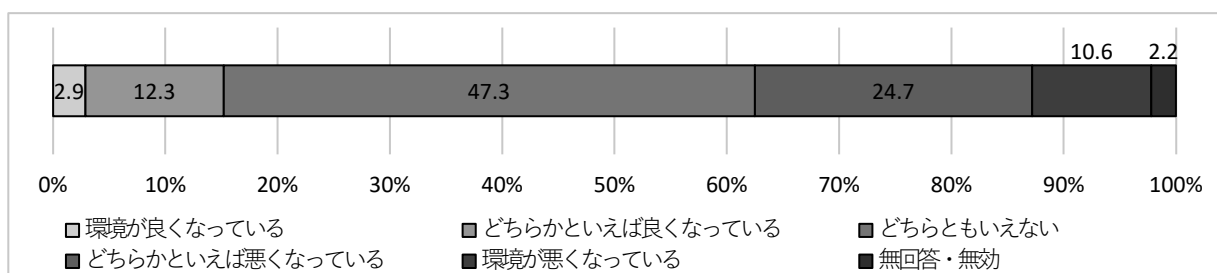
(3) 「日常生活の中での環境を守るための取り組み状況についてお伺いいたします」への回答



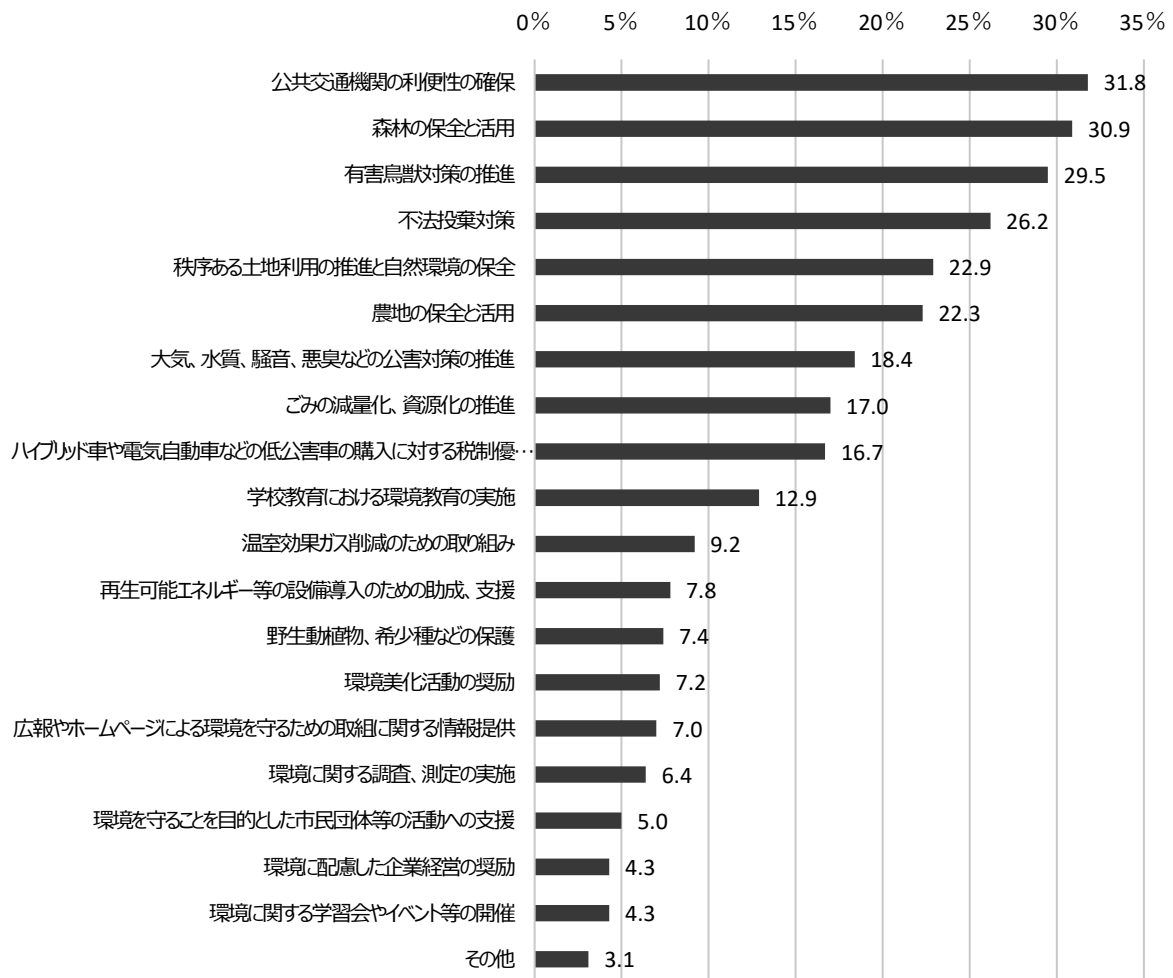
・「取組を行っているうえで支障となっていることについてお伺いします」への回答



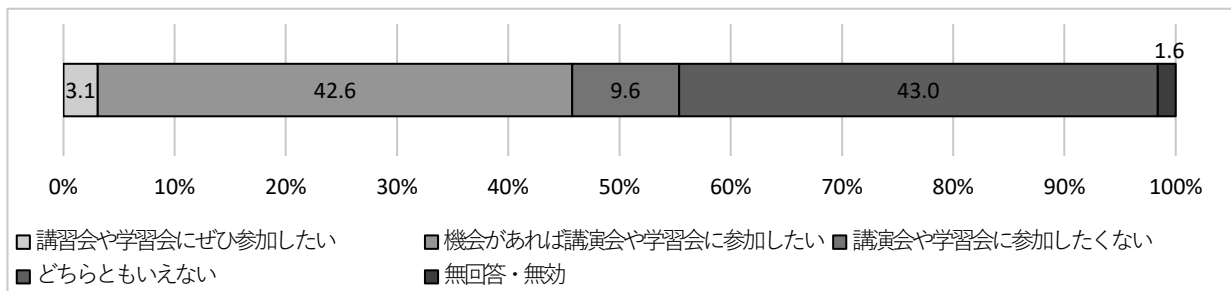
(4) 「那須町の環境についてどう感じるかお伺いします」への回答



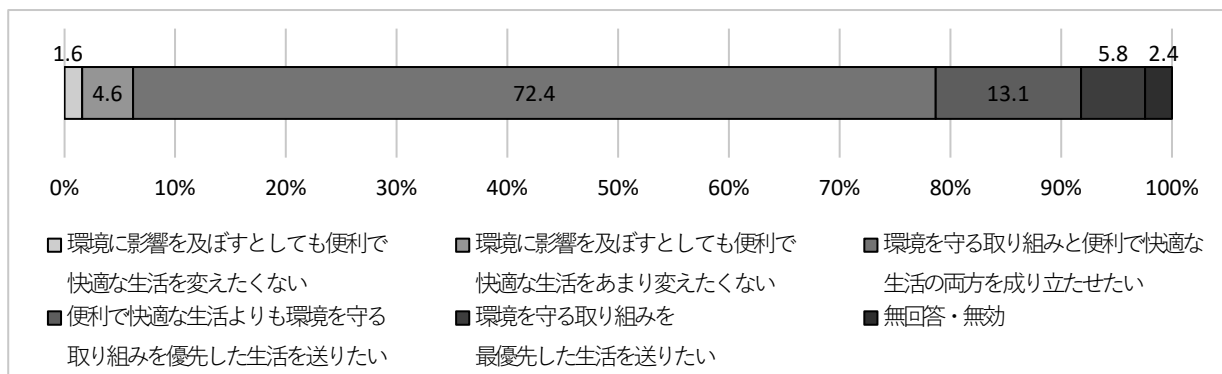
(5) 「環境を守るために行政に望むことについて伺います」への回答



(6) 「環境学習への参加について」への回答



(7)「環境を守るための取り組みと生活の便利さに対する考え方についてお伺いします」への回答

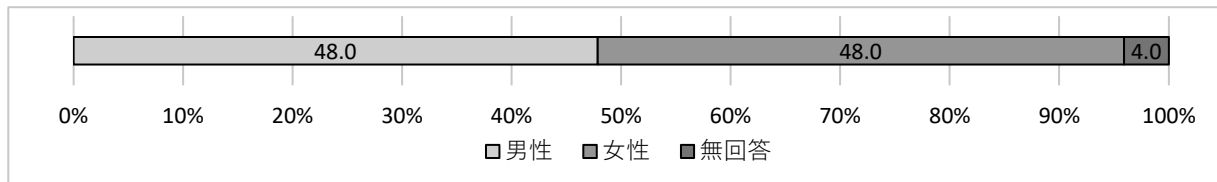


(8)「那須町の環境に関する自由意見」への回答

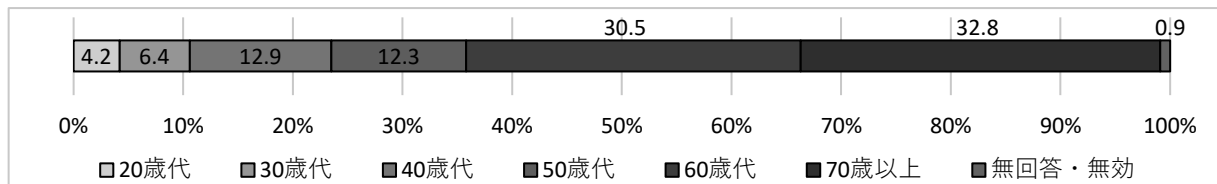
区	分	件数
◆ 自然環境	有害鳥獣について	16
	森林保全について	15
	河川の水質について	11
	自然を守る取り組みについて	11
	温泉の有効活用について	2
	生物多様性について	2
	計	57
◆ 生活環境	空き地、空き家の管理について	49
	道路の整備について	43
	不法投棄について	39
	公共交通機関について	19
	悪臭について	15
	放射能について	8
	ごみの分別・収集について	7
	ごみの野外焼却（野焼き）について	6
	農薬の使用について	6
	水道設備について	5
	景観について	5
	環境教育について	4
	野良犬、野良猫の被害について	3
	レジ袋の削減について	2
	ボランティア活動について	1
	農業について	1
	計	213
◆ その他	太陽光発電設備の設置について	82
	現状のままで良い	7
	次世代へ向けた取り組み	3
	町有地の利活用について	2
	町からの情報提供について	2
	地球温暖化対策について	2
	その他	37
	計	135
総	計	405

(9) 回答者の属性

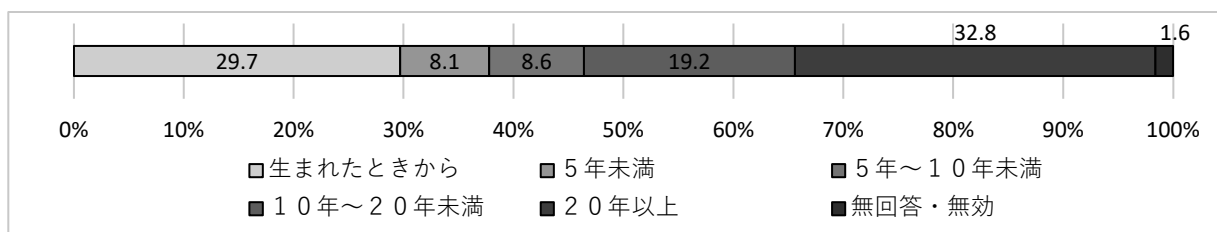
性別



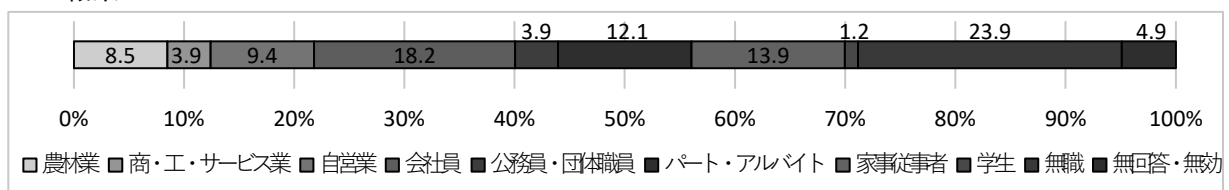
年齢



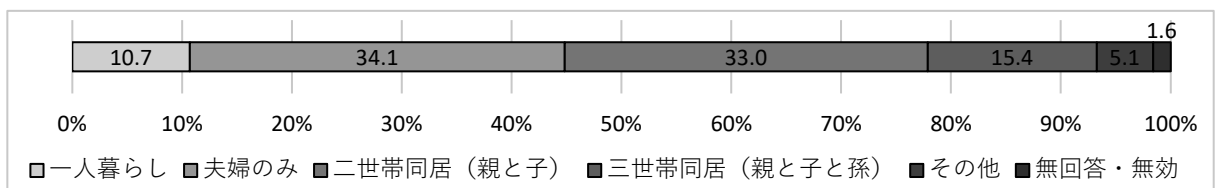
居住年



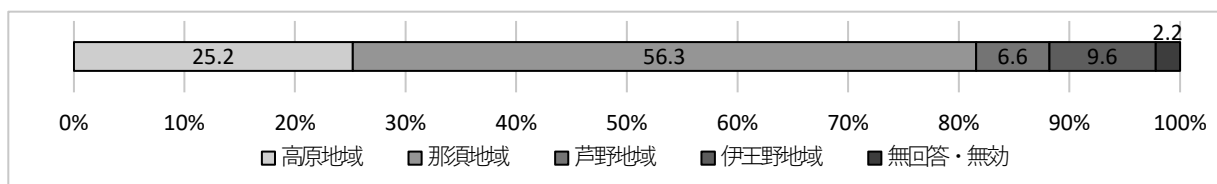
職業



家族構成



居住地域



4 事業所意識調査

(1) 調査の概要

方法：アンケート調査、郵送配布、郵送回収

期間：令和元年10月7日～11月8日

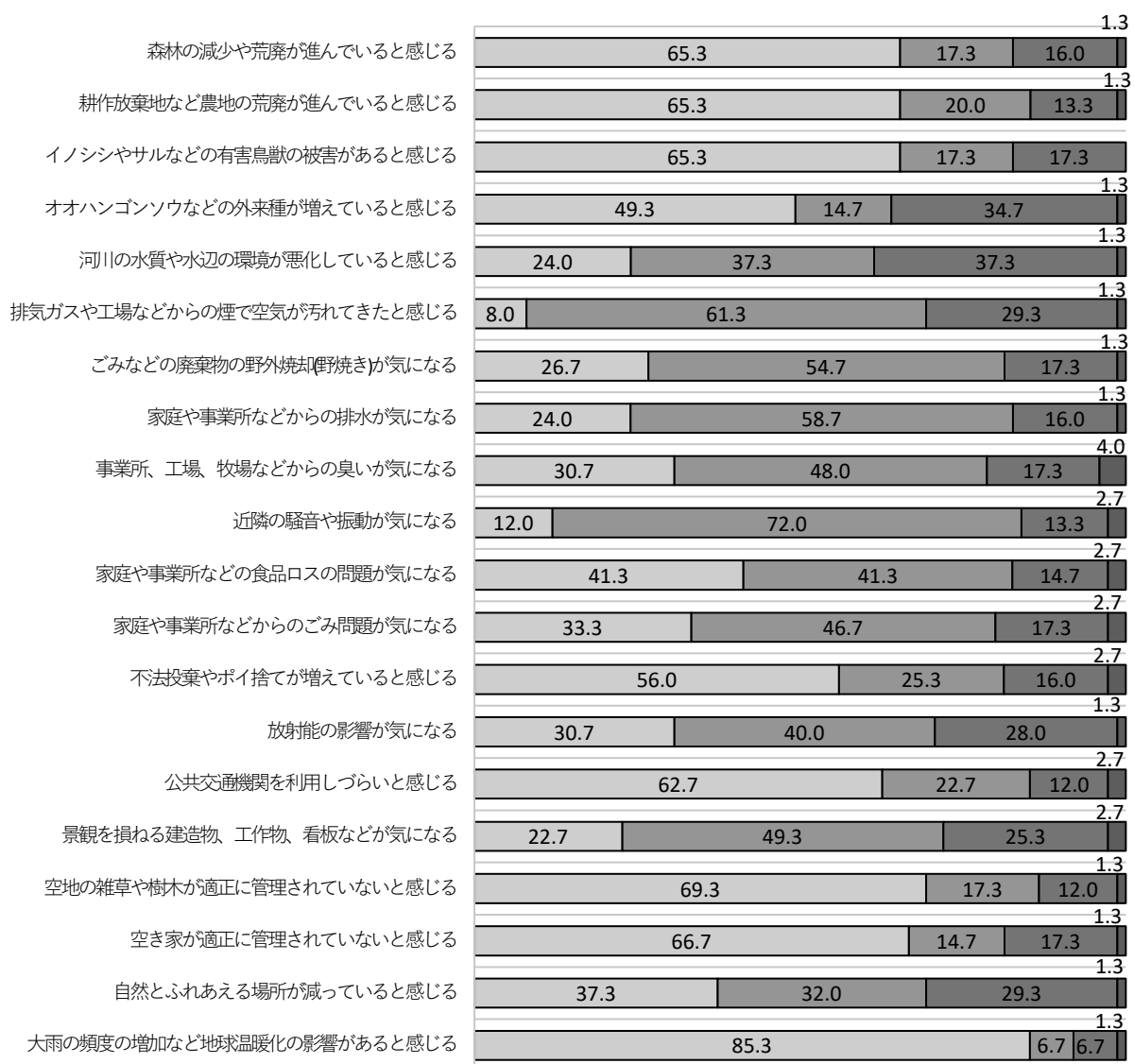
対象：無作為抽出した事業所200ヶ所

回収率：37.5%

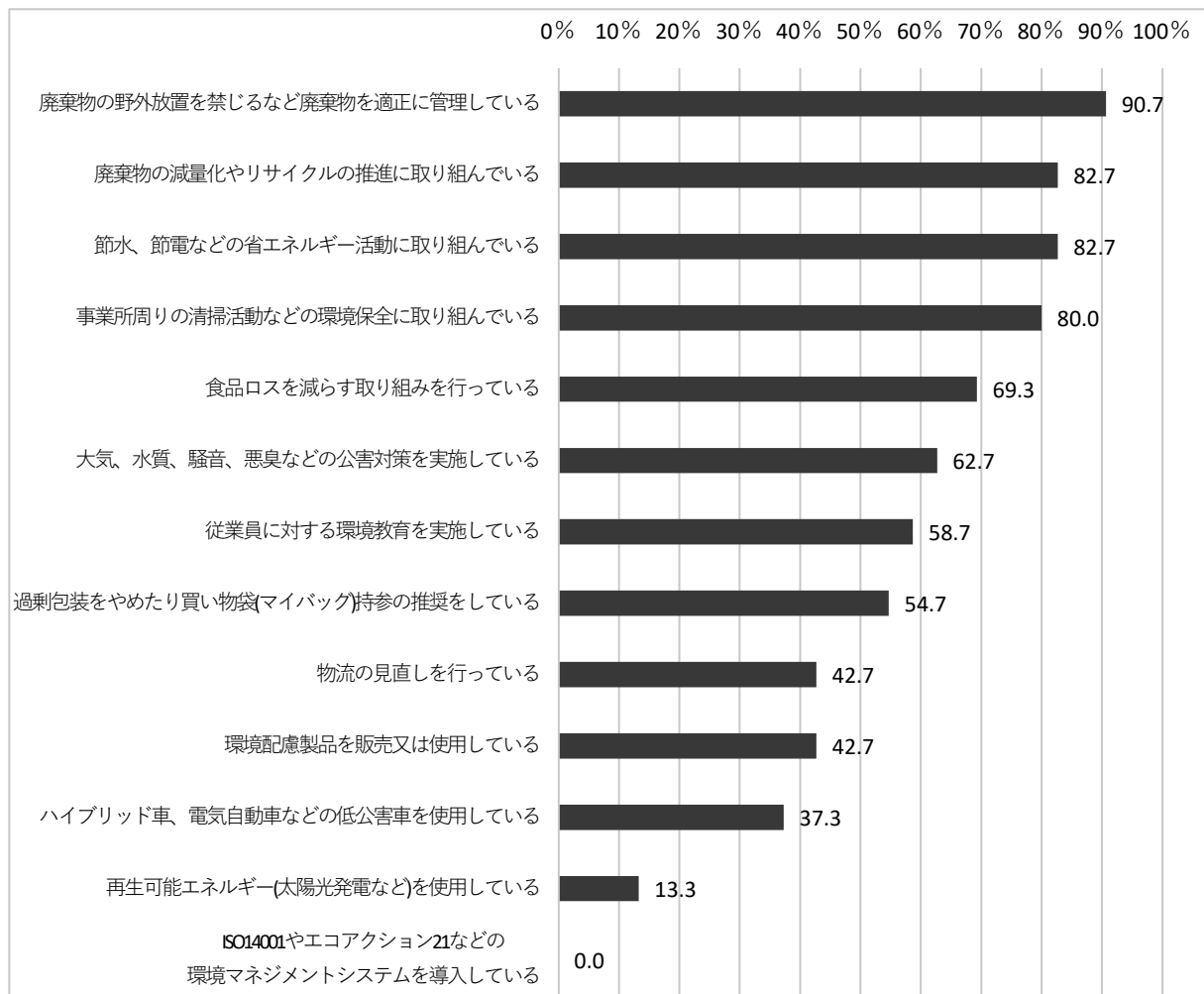
(2) 「那須町の環境の現状についてお伺いします」への回答

□ はい ■ いいえ ■ どちらでもない ■ 無回答

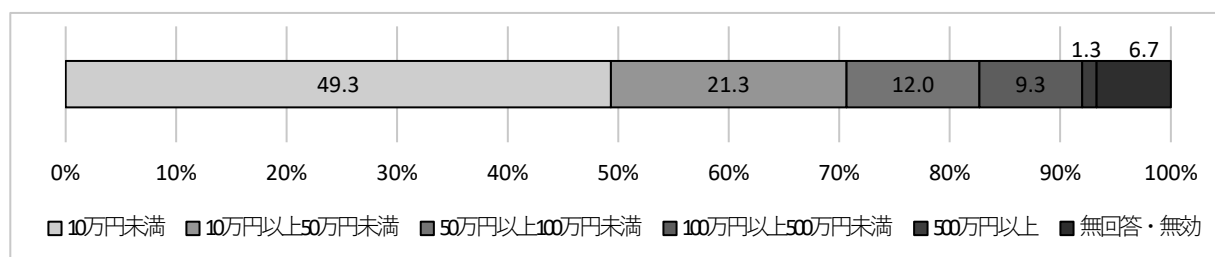
[%]



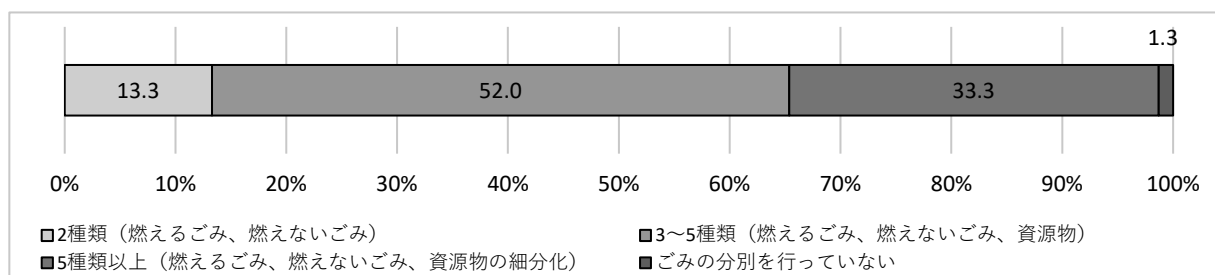
(3) 「日常業務の中での環境保全に向けた取り組み状況についてお伺いします」への回答



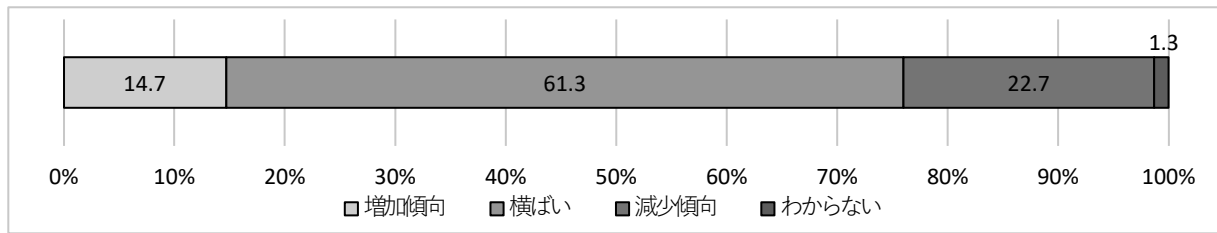
(4) 「ごみ処理手数料についてお伺いします」への回答



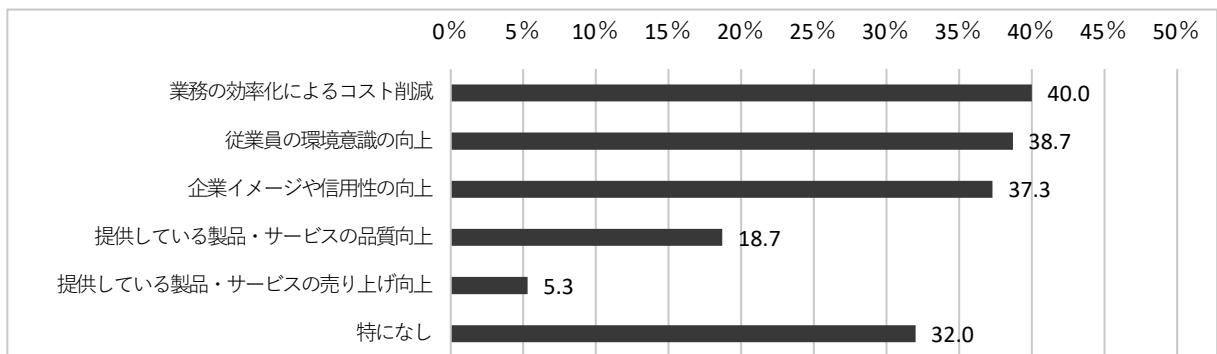
(5) 「ごみの分別についてお伺いします」への回答



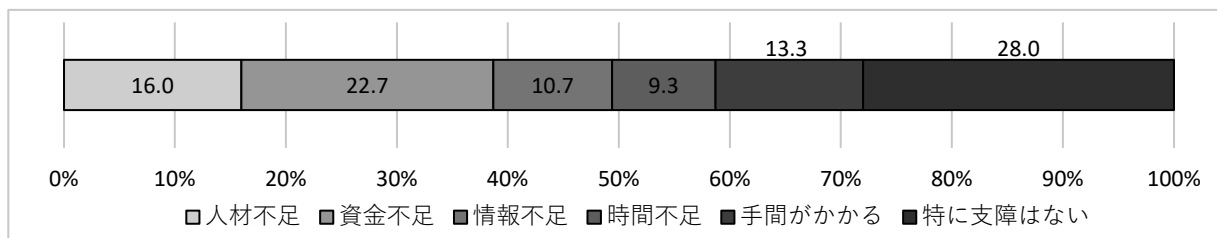
(6)「ごみの発生量についてお伺いします」への回答



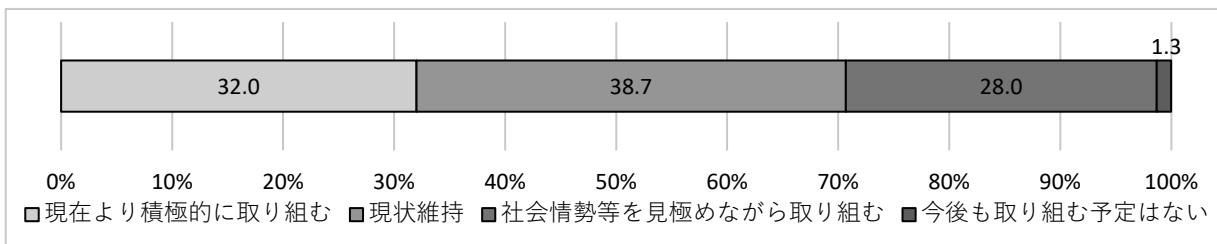
(7)「環境保全に取り組んだことで得られた効果についてお伺いします」への回答



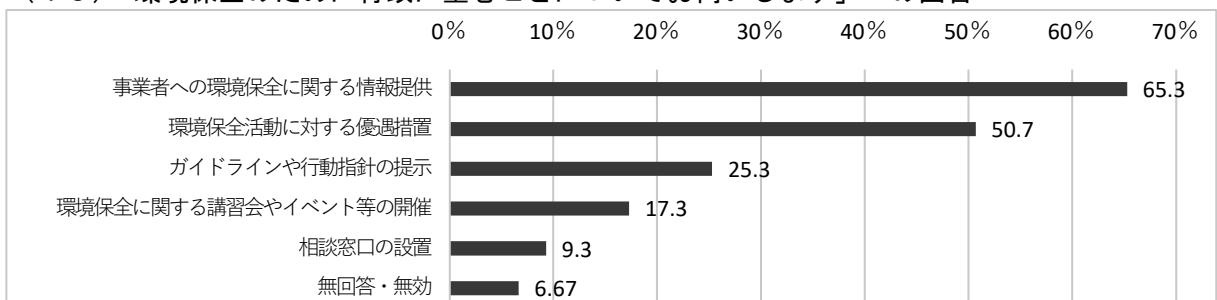
(8)「環境保全の取り組みを行う上で支障となっていることについてお伺いします」への回答



(9)「環境保全に関する今後の取り組みについてお伺いします」への回答



(10)「環境保全のために行政に望むことについてお伺いします」への回答

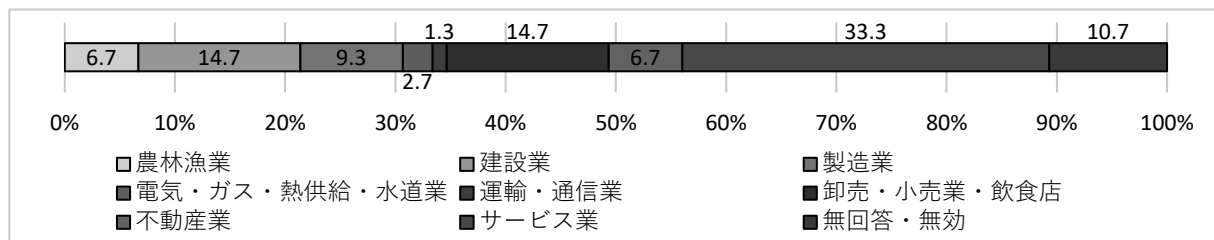


(1 1) 「那須町の環境に関する自由意見」への回答

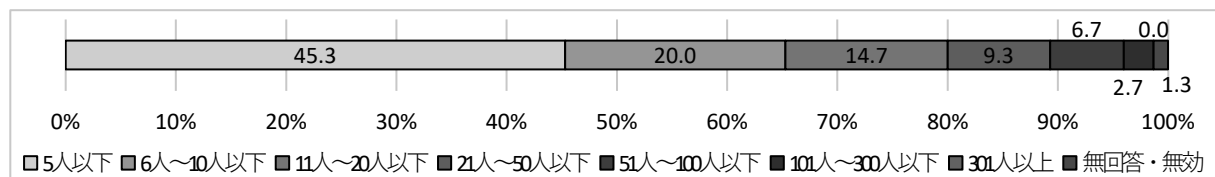
区	分	件 数
◆ 自然環境	有害鳥獣について	1
	森林保全について	0
	河川の水質について	0
	自然を守る取り組みについて	1
	温泉の有効活用について	0
	生物多様性について	0
	計	2
◆ 生活環境	空き地、空き家の管理について	3
	道路の整備について	4
	不法投棄について	3
	公共交通機関について	0
	悪臭について	0
	放射能について	0
	ごみの分別・収集について	1
	ごみの野外焼却（野焼き）について	0
	農薬の使用について	0
	水道設備について	1
	景観について	1
	環境教育について	1
	野良犬、野良猫の被害について	0
	レジ袋の削減について	0
	ボランティア活動について	0
	農業について	0
	計	14
◆ その他	太陽光発電設備の設置について	3
	現状のままで良い	0
	次世代へ向けた取り組み	0
	町有地の利活用について	0
	町からの情報提供について	2
	地球温暖化対策について	0
	その他	3
	計	8
総	計	24

(1 2) 回答者の属性

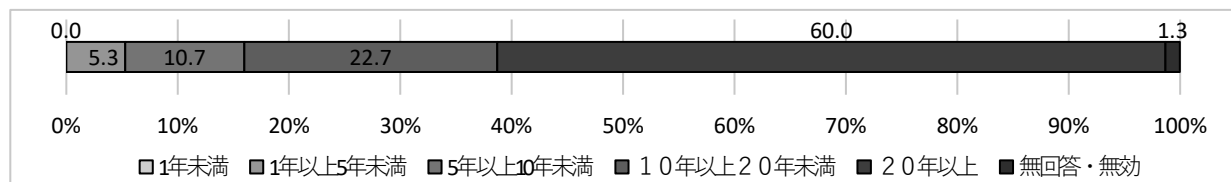
業種



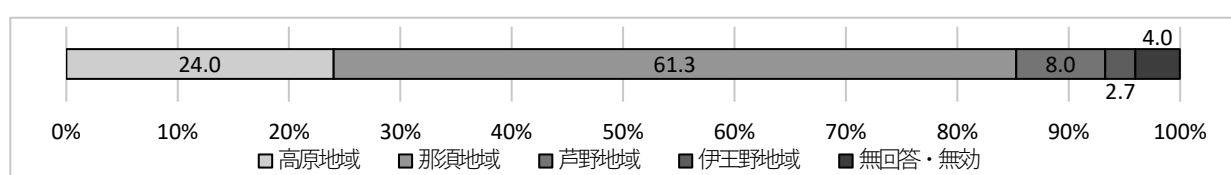
従業員数



立地年数



立地地域



5 用語解説

*各用語末尾の（ ）内の数字は、計画中の主な掲載ページを示します。

あ 行

アイドリング・ストップ

自動車走っていないときにエンジンのかけっぱなし（アイドリング）は、できるだけやめようという取り組み。**(p.41,46,55,57,59,61)**

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。**(p.50,57)**

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法をいう。**(p.22,41,46,59,61)**

エコマーク

環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。商品類型ごとにエコマーク商品として認定されるための基準があり、専門家により審査委員会で基準を満たしているか確認し、認定が行われる。環境 (Environment) と地球 (Earth) の頭文字「e」が人間の手の形となって、地球をやさしく包み込んでいるデザインとなっている。**(p.56)**

SDGs

2015 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール及び 169 のターゲットを示し、地球上の誰一人として取り残さないことを目指す。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいく。**(p.2,22)**

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6 種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっている。**(p.23,46)**

か 行

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する浄化槽は単独浄化槽といい、現在、単独浄化槽の新設は、法律により実質的に禁止されているため、新設は、合併処理浄化槽となる。**(p.12,39)**

環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

(p.17)

環境マネジメントシステム

企業などが、経営や運営を通じて環境保全に取り組むにあたって、環境方針や目標などを自ら設定し、これらの達成を目指して取り組む一連の流れのことを環境管理といい、事業所や工場などで環境管理を実施していくための制度や仕組み。(p.59,65)

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。(p.47)

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN (Peroxy-acetylnirate) 等の酸化性物質の総称。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の紫外線が当たって化学変化を起こして生ずる。晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすく、日ざしの強い夏季に多く発生し、眼や喉などの粘膜を刺激することがある。(p.17)

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされている。(p.12,39)

耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）において、「以前耕作地であったもので、過去 1 年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語で、農家の意思によるもの。(p.14,15,34)

荒廃農地

市町村及び農業委員会による現地調査（荒廃農地調査）において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」として定義されている。(p.36)

コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる熱電供給システム。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガスなどの熱を給湯や冷暖房のほか、工場の熱源などに用いる。

(p.59)

国土利用計画那須町計画

国土利用法に基づき、那須町の区域における国土（町土）の利用に関し必要な事項を定めた計画。那須町土地利用調整基本計画やその他の町の土地利用に関する諸計画の基本となり、町土利用に関する行政上の指針となる。(p.35)

さ 行

再生可能エネルギー

再生が可能なエネルギーのことで、半永久的に利用できるのが特徴。具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス、波力等が該当する。(p.24,47,48,57,59)

里地里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。(p.4,14,33)

3 R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称。物を大切に使いごみを減らす（リデュース）、使える物は繰り返し使う（リユース）、ごみを資源として再び利用する（リサイクル）ことにより、限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進する。(p.19)

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、法律で定められたものをいう。(p.19,40,43,59)

循環型社会

製品等が廃棄物等となることの抑制、製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）となった場合における循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）、循環的な利用が行われない循環資源の廃棄物としての適正な処分によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と循環型社会形成推進基本法が定義している。(p.26,42,59)

水源かん養

森林・自然の土・湿地・農地等が、雨水や融雪水を地面に浸透させたり、急激に川等に流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表および地中に一時蓄えるとともに地下に浸透させ、降雨の河川等への流出を調整し、地下や下流における水資源の保全、洪水の防止、浄化等に資する自然の働きの総称。都市化によりかん養面が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となる。(p.32)

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。(p.17,43)

生物多様性

地球上の生物は、約 40 億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっている。このような多様な生物の世界を「生物多様性」という。

生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしている。(p.15,26,27,37)

た 行

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、地球から放出される熱を閉じこめる働きがあるため温室効果ガスといわれている。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、近い将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。(p.2,4,23,46)

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費すること。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待される。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができる。(p.34,55,57,58,59,61)

鳥獣保護区

鳥獣の保護の見地から、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区の 2 種類があり、区域内では狩猟が認められず、特別保護地区では一定の開発行為が規制される。(p.37)

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物 (NOx)、粒子状物質 (PM)、二酸化炭素 (CO₂) といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがある。(p.46,55,58)

特定外来生物

外来生物（もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定される。指定されると栽培、飼育、保管、運搬、野外へ放つ、植える及びまくなどの行為が規制される。(p.15,38)

な 行

生ごみ処理機器

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進のため、生ごみの発酵処理等を行い堆肥化し、畑や庭に還元する生ごみの処理機器。(p.19,42)

は 行

パークアンドバスライド

自宅から最寄りの駅やバス停までマイカーや自転車で行き、駐車場や駐輪場に停め

て公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう方式のこと。本町では、紅葉時期の交通渋滞の緩和のため、平成 21 年から 24 年にかけて奥那須地区で社会実験を実施した。
(p.41)

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスという。バイオマスの種類としては、農林水産物、もみ殻、家畜排せつ物、食品残さ、木くずなどがある。(p.24,47,48)

PDCAサイクル

物事を管理し改善していくために有効な手法とされ、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務の継続的な改善を図る。(p.65)

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粉じんのうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1000 分の 1mm) 以下のもの。浮遊粒子状物質よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。(p.17)

フード・マイレージ

食品の輸送距離が長くなると輸送に必要な燃料が多くなり、二酸化炭素の排出など環境にかかる負担も増大していくことから、食料の輸入が地球環境に与える負荷を把握するために考え出された、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。(p.57)

放射線・放射能

放射性物質から出されるエネルギーで放射性原子核から放出される電磁波や粒子のこと。原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に崩壊する性質を放射能という。(p.4,21,44)

ま 行

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。樹林地、草地、水辺など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定めるマスタープラン。緑地の配置や緑地保全地区内の緑地の保全に関することなど地域の実情において定めることとなっている。(p.33)

マニフェスト制度

産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で定められた制度。マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄を未然に防ぐ。(p.59)

ら 行

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）を基に、その現状を明らかにした資料のこと。栃木県では、平成 17 年 3 月に「レッドデータブックとちぎ」を発行している。(p.38)